

令和4年第4回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和4年3月2日(水)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和4年3月3日(木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君  | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長     | 車 地 孝 幸 君   |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君   |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本 保 君     |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 本家正博君 |
| 都市計画課長     | 川上宏規君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 榎尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事    | 貞永隆佑君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |        |                                         |
|------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                                  |
| 日程第2 | 議案第18号 | 「坂町津波災害一時避難場所設置及び管理に関する条例の制定について」       |
| 日程第3 | 議案第19号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」    |
| 日程第4 | 議案第20号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                  |
| 日程第5 | 議案第21号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第6 | 発議第1号  | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」         |
| 日程第7 | 議案第22号 | 「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」               |
| 日程第8 | 議案第23号 | 「坂町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」       |

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第9  | 議案第24号 | 「令和4年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第10 | 議案第25号 | 「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第11 | 議案第26号 | 「令和4年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第12 | 議案第27号 | 「令和4年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第13 | 議案第28号 | 「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

~~~~~○~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時58分)

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。議員の皆さんには引き続きよろしく願いいたします。また、傍聴席の皆さん、ようこそおいでいただきました。これから一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12問の質問事項が通告されています。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番主枝幸子議員から「子宮頸がんワクチン積極勧奨再開について」質問願います。主枝議員。

○4番(主枝幸子議員) 「子宮頸がんワクチン積極勧奨再開について」質問いたします。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染症を防ぐワクチンについて、厚生労働省は平成25年以降中止していた積極的な接種勧奨の再開を決めました。

今回、勧奨再開に転じた背景には、有効性を示す大規模な研究データが蓄積されてきたことが大きいと言われてしています。

このワクチンは小学校6年生から高校1年生の女子が対象で、国内では年間約1万人が子宮頸がんと診断され、20代から30代を中心に増加傾向にあります。

接種勧奨の再開決定を喜ぶ声がある一方で、副反応などの症状を訴える事例もあり、

ワクチンへの不安や疑問を払拭し、安全性を理解してもらうには時間をかけた説明が必要とあります。

厚生労働省は4月から積極勧奨を進める方針ですが、町はどのように進めていくのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「子宮頸がんワクチン積極勧奨再開について」お答えをいたします。

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月に小学校6年生から高校1年生までの女性を対象とした定期接種が開始されましたが、ワクチン接種後の副反応の頻度が明らかとなり、厚生労働省は適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を勧奨すべきではないとして、積極的な接種勧奨の一時差し控えを決定をしました。

このため、本町においても積極的な接種勧奨は控えておりましたが、令和2年10月に厚生労働省は各自治体は公費によって接種できるワクチンとして接種対象者に必要な情報提供を行うこととされたため、令和2年10月から接種対象者への個別通知とともに、広報さか及び坂町ホームページで情報提供を行っております。

このような中、令和3年10月の審議会において、これまで審議を重ねておりました子宮頸がんワクチン接種については、積極的勧奨の再開を妨げる要素はないとされました。

さらに、これまでの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方が存在するとして、こうした方に対し公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の年齢を超えて接種を行うことを決定し、平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女性に対し、令和4年4月から令和7年3月までの3年間を公費での接種可能期間とされたところでございます。

現在、厚生労働省において積極的な接種勧奨の再開に当たり、地域で不安なく接種できるよう、協力医療機関の体制強化や地域の医療機関や学校等の連携強化、ワクチン接種のリーフレットの改訂を検討しているところでございます。

また、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への接種勧奨につきましても、対象者が接種について十分に検討や判断できるよう、子宮頸がんワクチンの有効性と安全性について丁寧に、かつ、対象者に確実に情報提供を実施していくことが重要であるとされており、その具体的な方法等について今後示されることとなってい

ることから、厚生労働省及び県からの通知を待っているところでございます。

これらの積極的な接種勧奨につきましては、通知等を確認し、早急に対応してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 子宮頸がんワクチン等接種緊急対策推進事業が開始され、平成23年度から平成25年の積極的勧奨が差し控えられるまでの間の子宮頸がんワクチンの接種対象者人数と、そのうち接種した人数は何人かお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンは小学校6年生から高校1年生までが対象となっております。平成23年度から緊急対策の支援事業として開始をされました。この年度に254人の方に通知をいたしました。そのうち197名、63.3%の方に接種をしていただいております。

また、翌年の平成24年度につきましては、新たに接種される方68名に接種勧奨を行いました。そのうち49名、72%の方が接種を行われております。

平成25年につきましては、4月に定期接種となったわけですが、すぐにこの6月に積極的勧奨の差し控えということがございました。ただ、24年度までにお送りしている接種券において、25年度に10名の方が接種をされております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 国は子宮頸がんワクチンの接種について、積極的な勧奨を差し控えた中で、接種の機会を逃した平成9年度生まれから平成17年度生まれの方に、令和4年4月から令和7年3月までに接種の機会を確保するとありますが、坂町での対象人数を把握しているかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 差し控えている間の接種をされていない方の人数でございます。平成9年度生まれから平成17年度生まれの方、全対象人数が560人いらっしゃいます。そのうち110名、19.6%の方が接種を済まされており、未接種の方につきましては450名いらっしゃるということを本町のほうでは把握をいたし

ております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 平成9年度から平成17年度生まれの方に対する接種の周知と、今後接種対象となる人への周知はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 接種の機会を逃された方、また、今後接種を開始される方への周知等でございますが、町長の答弁にありましたように、国、県からの通知を現在待っているところではございますが、対象者の方へは丁寧な内容の個別通知をお送りするとともに、町広報、また、町のホームページ等において広く周知をさせていただき予定でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 答弁に、厚生労働省が積極的な接種勧奨の再開に当たり、地域の医療機関や学校等の連携とあります。子宮頸がんの感染を防ぐことやワクチン接種をどうするのか、自分で決めるには正しい情報提供が必要と考えます。接種に当たり、一番必要で迷うのは、ワクチン接種後に副反応等が出た場合、早い対応が求められます。国、県、町はどのように早期対応をされるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

まず、接種をしていただくに当たっては、先ほどの御質問でお答えいたしましたように、個別に丁寧な通知、広報等での周知を行わせていただきます。

まず、接種する前、そういった接種についての御不安がある方につきましては、広島県に相談窓口が設置されております。こちらでも周知させていただきます。

次は、子宮頸がんだけでなく、感染関係全般については、厚生労働省にもそういった相談窓口がございます。こちらのほうも周知をさせていただきます。

議員御質問の、接種後、副反応等が出た場合、どのようにしたらいいかということでございますが、まずは接種を受けました医療機関、そちらのほうにまず御相談をいただきたいと存じます。そして、その医療機関から専門的にやはり受診の必要があるということであれば、県内に子宮頸がんワクチン接種後の副反応が出た場合の協力

医療機関というのがございます。そちらのほうへ受診をしていただくこととなります。

さらに、これは本当はあってはいけないことですが、このワクチンを受けたことによって健康被害等が生じた場合、こういった場合は、町を通して県、国へ健康被害の救済制度というのがございまして、こういった申請をしていただくことが可能ですので、そういった場合は、まず役場保険健康課の窓口のほうにお越しいただき、御相談いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「各小・中学校に専門相談員の配置を」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「各小・中学校に専門相談員の配置を」の件について伺います。

近年の学校では、いじめや不登校など児童生徒の心の問題が多様化しています。学校における専門相談員は主にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーですが、坂町では平成16年にスクールカウンセラーを、平成29年にスクールソーシャルワーカーをそれぞれ1名配置されました。

スクールカウンセラーは主に児童生徒の心理面のサポートを行い、それに対し、スクールソーシャルワーカーは児童生徒の抱える問題に環境面からサポートを行います。現在は曜日や時間が指定され、子供たちの心の問題等を専門的な立場でのケアが行われています。

コロナ禍ということもあり、子供たちを取り巻く環境は大きく変化している中で、1月にはヤングケアラーの悲惨な報道もありました。子供たちの心身の小さな変化などを見逃さないために、各学校に専門相談員を配置してはと考えます。

町当局の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「各小・中学校に専門相談員の配置を」についてお答えいたします。

不登校やいじめ、暴力行為等の生徒指導上の課題、子供の貧困、虐待等への問題に加え、コロナ禍における子供たちの発達や心の健康への影響も懸念されており、学校に求められるニーズは多様化・複雑化しています。

そのため、教職員が有する視点とは別の観点から児童生徒を見ることができる心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、関係者それぞれの立場からの視点を共有することで、問題等の未然防止、早期発見、早期対応も含めた支援策の検討、実施、検証をチーム学校として一体的に行っているところでございます。

御質問の、各学校に専門相談員を配置してはにつきましては、今年度、町内にスクールカウンセラーを1名、スクールソーシャルワーカーを1名配置し、坂中学校を拠点に各学校を巡回しながら職務に当たっているところでございます。

各学校における主な職務内容といたしましては、児童生徒や保護者への個別相談、教職員を対象とした校内研修の講師、ケース会議への出席、授業や学校行事での観察等の職務に従事しており、専門性を生かしつつ、教職員とそれぞれの役割を踏まえた連携・協力体制等を構築し、全ての児童生徒が学校生活を安心して送ることができるための支援を行っているところでございます。

今年度、学校が希望するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用時間数に不足は生じておらず、また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが出席するケース会議や日常的な授業観察等の時間も確保できております。

また、今後新たに専門性を有する人材を確保することは大変困難な状況であり、教育相談の継続性や支援体制の統一性の観点からも、現状では各学校に専門相談員を配置することは必要ないと考えております。

引き続き、校長のリーダーシップの下、教職員やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが自らの専門性を十分に発揮し、チーム学校としての総合力、教育力を最大化できるような教育相談体制を構築するとともに、児童生徒にとって安全・安心な学校生活、家庭生活の維持・改善に努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 初めに、コロナ禍で私たちを取り巻く暮らしに変化をもたらしているということなのですが、中でもコロナ禍によって時々に変化する生活様式が町民の心に与える影響は大きいものがあると思います。

その影響を踏まえ、今回は子供たちに視点を置いて質問したいと思いますが、答弁

で新たに人材確保は困難、現状では各学校に専門相談員配置の必要がないということですが、あえて必要性を質問したいと思います。

質問に入ります。

スクールカウンセラーやソーシャルワーカーに相談する過程は、児童生徒からや家族から学校に連絡をする、教職員からの通達によるもの、それぞれだと思いますが、周知は学校だより等によるものです。現在、相談に至るまでの経緯や、その事例が関係機関と連携体制ができているのか伺います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 相談に至る経緯、それから関係機関との連携体制についての御質問だと思います。

まず、経緯でございますけども、相談に至る経緯については、ケースによって本当にそれぞれ様々なケースがあって相談に至る、あるいは関係機関と連携するという事になるかと思えます。

ただ、認知のスタートは、多くは児童生徒からの直接教職員への相談が入ったり、あるいは定期的な面談であるとか、アンケートからそういった認知がスタートするというようなことがございます。

あるいは、その当該児童生徒が友達や保護者に相談した流れの中で、信頼できる担任であったり、教職員への相談、それから一方、教職員側から見れば、児童生徒を日頃からしっかり観察しておりますので、少しちょっとおかしいかなというような小さなSOSを見逃さないために、日常のいわゆる観察を行っている。例えば欠席が増えたであるとか、遅刻が少し気になるとか、あるいは日常の会話の言動であるとか、小学校低学年であれば、絵の色彩が変わってきたんじゃないかとかいったところを組織的に見ながら、多くは、よくあるのが養護教諭のところへ健康相談に来る子供たちの、本当は身体的な影響の裏側に心のストレスであるとか悩みがあるというところから相談業務が始まっていくというようなところが多くのケースだというふうに思っております。

その相談があった場合は、担任とか相談を受けた教職員のみが対応するのではなくて、必ず学校組織体制の中で、その中で情報共有、あるいは見立て、あるいは支援策を、支援計画を立てながら組織で対応していくことになっていきますが、その組織の中にスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーも含めて、どういう支援が必要かという

ことを検討してまいります。

その中に個別相談がいいのか、あるいは家庭、あるいは学級支援のほうがいいのかで、議員言われました関係機関との連携がこれは必要だというふうな結論が出ますと、その組織の中の誰が一番信頼関係があってスムーズに連携できるか、それから効果的であるかというところを検討しながら、関係機関と連携していくというのがオーソドックスなケースじゃないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今、答弁いただきまして、きめ細やかな小さなSOSを見逃さないように見守っていただいているんだなと思って、ありがたく感じております。

次の質問に入ります。

学校現場で児童生徒との関わりは、先ほど答弁にありましたように教職員です。児童生徒の様々な変化を発見しやすい立場にあるので、見極め、把握しておく必要がありますが、全てを教職員に委ねるのは、勤務の実態を勘案しても難しいと考えます。

答弁では、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用時間数に不足は生じないとありましたが、スクールカウンセラーまたはソーシャルワーカーの専門員が常駐することで、今まではこちらから出向いて相談するだけの体制が、子供たちに寄り添い、子供たちの中に出向いて気軽に声かけができる、そして、管理職、教職員、専門職とで情報共有などを連携し、先ほど答弁いただきましたように、子供たちを見守るアウトリーチ型支援の組織体制づくりが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） アウトリーチという横文字ではあるんですけども、本来であれば、福祉分野の意味合いが強い支援になろうかというふうに私は認識しておりますが、いわゆる学校におけるアウトリーチということになれば、近年で言えば、学校でもひきこもりであるとか、あるいは貧困問題、それから児童虐待といった、なかなか学校生活の中では、学校だけでは対応しにくいケースが増加しているというような経緯があって、スクールカウンセラーに加えて、福祉の専門家であるソーシャルワーカーが配置されたというような経緯がございます。

主には、経緯ではございますけども、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが

家庭のほうに出向いて、直接家庭への訪問型の支援を行っていくというケースはございますけども、なかなかやっぱり気楽にどこでも家庭訪問できるような状況ではないというのが、やはり家庭のほうも信頼関係がない方が来られても、心を開くということにはかなりの時間を要するということがございます。

その点、昔から学校というのは家庭訪問ということを実践してあります。それはやっぱりある意味アウトリーチ、いわゆる訪問型の支援を含めての家庭訪問ではないかと。そうすると、やはり担任であれば信頼関係がある程度築けた中での訪問になりますので、心を開いていただいたりとかいうことも当然でございます。

ただ、先ほど申しましたように、ケースによっては非常に重たいケースがあります。そういったときに教職員と同行して、ソーシャルワーカー、あるいは同行しないまでも、ソーシャルワーカーからいろんな専門性の指導、助言を頂きながら、教職員が対応していくというようなところでのいわゆる支援型、アウトリーチの支援というようなことになろうかと思えます。

ただ、このアウトリーチの支援というのは学校だけでできるものではございませんので、福祉、あるいは専門機関等と連携しながら、総合的に支援していくことが重要であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 家庭のほうに出向くアウトリーチ型、私がちょっと言いたかったのは、常に常駐している場合、子供たちの中にそのソーシャルワーカーなりカウンセラーがいて、常に子供たちと接する間柄でいる意味のアウトリーチ型というふうなことをちょっと言いたかったんですが、大きな面で答弁を頂きました。

次に、スクールカウンセラー、専門員ですよね、専門員の派遣については、国では教職員が行政機関へのつなぎを円滑に行うことができるように、教育委員会におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を支援し、福祉部局による必要な支援につなぐための相談体制の充実を図るとありますが、常駐派遣すべきではというのは、問題や相談が多いからというのではなく、問題が少ないうち、または小さいうちや、ない場合だからこそ必要と考えます。国や県の動向はどのようになっているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地孝幸君） お答えいたします。

議員さんからはスクールカウンセラー、また、スクールソーシャルワーカーに関する国、県の動向ということなんですけども、現在、不登校の児童生徒数は全国的に見ましても年々増加しているような状況がございます。様々な問題を抱える児童生徒への早期の支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた充実が必要である、全国的に必要なことかと思えます。

そうした中で、文部科学省におかれましては、スクールカウンセラー、また、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るため、来年、令和4年度の概算要求として、スクールカウンセラー活用事業においては、前年度比16.4%増の61億4,500万円、また、スクールソーシャルワーカー事業におきましては、前年度比87.8%増の36億4千万円の概算要求をされておられます。それぞれ教育相談体制のさらなる充実を図るということで、大きな予算を計上されてるんじゃないかと思えます。

特にスクールソーシャルワーカー事業の概算要求額を見ますと、令和3年度に比べまして、令和4年度の概算要求が17億円余りの増額となっております。そうしますと、本町では中学校を拠点に各学校に巡回をさせていただいているんですけども、全国的に見ますと、まだまだ体制が充実されていないのかなというふうには思います。

また、福祉部局との連携ということも御質問がありまして、御質問の中にもヤングケアラーという言葉もございますけども、厚生労働省のほうにおかれましても、ヤングケアラーに対して実態調査や支援研修の促進でありますとか、支援体制の構築モデルの実施、また、ヤングケアラー総合ネットワーク形成事業、これは新規事業だそうでございます。また、子育て世帯訪問支援モデル事業、これも新規でございます。また、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上、これは拡充するとあります。こういったことを文部科学省のほうではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実、また、厚生労働省のほうでは、先ほど申し上げたようなことを新規、また、拡充していくというような国の動向がございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 丁寧に答弁いただきました。

今、文科省と厚生労働省が連携して、ヤングケアラーの問題なんですけど、予算を多く割いてるということは把握しております。坂町内でも連携して、こちらの学校教

育の現場につなげればいいなということは思っております。

最後になりますが、本来であれば、心と体を鍛えるクラブ活動なども現状ではままならない状況があるかと思えます。その中で、心のケアは子供たちのEQを高めるためにも見逃せない部分であると考えます。

答弁にも触れてありましたが、改めて児童生徒の心に寄り添う志の教育の充実について、教育長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 私が考えるそういった心に寄り添う教育、相談体制といいますか、やはり児童生徒にとって自分を理解してくれる大人が身近にいるという安心感があって、児童生徒が相談したいタイミングで、いろんな選択肢を持って相談ができる環境を整えるということが大事だというふうに考えております。

そのためには、児童生徒と日頃から信頼関係をどう築いていくか、あるいは、信頼される大人であるためにはどうあるべきかということは大人のほうも自覚する必要があるかというふうに思っております。

私はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけが心の専門家であるというふうには思っておりません。ケースによってはお父さん、お母さん、あるいは担任であったり顧問の先生、養護教諭の先生、時には近所のおじさん、おばさんでも立派なカウンセラーになれるというふうに思っております。

一番大事なのが、やはり一番の理解者が誰であるか、そういう存在となる大人が身近にいるかどうかということは大事だと思いますし、多少のカウンセリングをする知識も必要ではないかというふうにも思っております。

それは先ほどから申し上げておりますように、いろいろなものが複雑になってきている、難しいケースが増えてきているというようなことで、ケースによっては緊急性を要するであるとか、専門性がないとカウンセリングできないであるとか、あるいは治療的なカウンセリングも必要になってくるケースも学校現場の中ではよく発生しております。その際にそれぞれの専門性を生かしたカウンセリングができる専門家がたくさんは必要ないと思いますので、何人かが配置されていて相談できる体制、今のスクールカウンセラーも、本町でカウンセラーと配置しているカウンセラーも、県にはスーパーバイザーというさらにまた相談できる、そのカウンセラーが相談できる体制も県では構築しておりますので、そういった意味でも、専門性を十分に活用しながらカ

ウンセリングができる体制が現状では整っているというふうに思っております。あとは周りの大人がしっかり理解していくということが大事じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「行政サービスのデジタル化促進について」質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「行政サービスのデジタル化促進について」お伺いします。

政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このため、自治体においては自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることなどが求められ、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること）が促進されることとなり、坂町においても取り組んでおられます。

そこで、現在の坂町における取組と今後の見通しについて、住民が具体的にどのように利便性が向上するののかという視点からお尋ねします。

また、かねてより住民要望の声が上がっている町施設の使用申込みのオンライン化と、住民の利便性を向上させる観点からも、町施設におけるWi-Fiの整備が必要ではないでしょうか。

町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「行政サービスのデジタル化促進」についてお答えをいたします。

現在、国では成長戦略の柱にデジタルを活用した地方の活性化を掲げており、デジタル田園都市国家構想を強力に推進することとしています。

本町におきましては、令和3年10月、坂町DX推進計画を策定し、坂町ならではの「人に優しいデジタル変革」を念頭に、デジタルとアナログが共生する社会の実現

を目指し、様々な取組を進めております。

御質問1点目の、現在の坂町における取組と今後の見通しについて、住民が具体的にどのように利便性が向上するのかでございますが、現在、地域課題の解決や防災、広報といった様々な分野でのデジタル技術の活用を進めております。

具体的には、携帯電話と人感センサーを組み合わせた高齢者等みまもりサービスの導入により、独り暮らしの高齢者や障害者の方の安心・安全の確保につながる実証実験の取組をはじめ、河川に設置したカメラの画像により、水位の状況を御確認いただくことで、災害時の早期避難に役立てていただく取組や、スマートフォンを活用し、感染症対策や防災情報などの緊急情報をお手元で受け取れるようにする取組を進めています。

さらには、令和4年度には子育て・介護など26手続きについて、役場へ来庁することなく、24時間いつでも手続きが行えるオンライン申請システムの導入を進める予定であり、より一層の住民利便性の向上を図ってまいります。

御質問2点目の、町施設の使用申込みのオンライン化でございますが、現在、町民センターやSunstar Hall等の町施設を利用される方には、直接施設の窓口にお越しをいただき、利用申込みを行っていただいておりますが、令和4年度にオンラインでも施設の利用申込みができるシステムの導入について検討を行うこととしております。

また、町施設におけるWi-Fiの整備についてでございますが、現在、町の施設におきましては、パソコン教室などインターネットへの接続が必要となる教育講座や生涯学習の催しが行われる際には、無料でWi-Fiルーターの貸出しを行っているところでございます。

こうしたインターネットへの接続が必要となる講座や催しは、昨今の情報通信技術の進展に伴う情報社会の多様化により、今後とも増加していくことが予想されますので、必要に応じて貸出しルーター台数の増強を進めるなど、御利用なされる方に御不便をおかけすることがないように取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では、中国新聞にも掲載されてあったんですが、公式LINEを開始されるということが書かれてありました。先ほど御答弁いただいたように、

スマートフォンを活用して感染症対策や防災情報などの緊急情報を受け取れるようにということでしたので、ここら辺が絡んでくるのかなと思いながら聞かせていただいたんですが、坂町においては、この公式LINEを将来的にどのように活用していかれるのか、構想をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 鳴川情報政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

まず、この公式LINEの導入に至った経緯でございますけれども、これまで本町におきましては、防災行政無線をはじめまして、広報誌でございますとか町のホームページ、あるいはSNS、こういったものを通じまして、広く住民の皆様へ情報伝達に取り組んでおるところでございます。

しかしながら、昨今、携帯電話も非常に急速に普及してまいりまして、スマートフォンを使って欲しい情報が入手したいということも欲求もございまして、それが当たり前の時代になっているという状況がございます。

そこで、令和4年度から国内の全世代で利用され、最もユーザー数の多いスマートフォンアプリのLINEを活用いたしまして、坂町が発信する情報をタイムリーに受け取れるような情報発信システムを導入するような経緯になってございます。

具体的には、先ほど申しましたように、本町において開設しているホームページ、こちらにある情報をワンタッチで閲覧できるようにするとともに、緊急災害情報でございますとか、新型コロナウイルス感染症など、緊急的にお知らせするようなものについては、プッシュ通知という形でLINEの画面上に配信してまいります。

さらには、令和4年度に整備する河川監視カメラの画像の確認でございますとか、電子申請、小中学校の欠席連絡、こういったものにも、順次、活用の幅を広げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 大分生活が利便性が向上するなと思いながら聞かせていただきました。

では、次にWi-Fiについて御質問いたします。

貸出数を増やして対応されるということでしたが、貸し出せるポケットWi-Fiなどは、通信できるデータの容量や通信の安定性なども、固定のものとは比べるとどう

しても劣ってしまうということもあろうか思われます。

今年度から新たに町の施設になりますベイサイドビーチの施設には、コワーキングスペースも設置されるという構想もありますし、あと小屋浦にも防災拠点の施設ができますが、そちらも防災に関する学習ができるように、そういう機能も備えられるというふうに聞いております。

そうなると、貸出しではなく、固定のWi-Fiでの対応がよろしいのではないかと感じますが、それらの施設も踏まえて、今後、固定Wi-Fiの導入について、どのように捉えておられるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 鳴川情報政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 議員御質問いただいたように、ベイサイドビーチのコワーキングスペースですけれども、こちらにつきましては、パソコン等を活用いただいて、社外でも仕事ができるいわゆるテレワーク、こちらのほうとして使っていただくということを想定しておりますので、Wi-Fiルーターではなく、いわゆる固定と申しますが、常時、接続できるような形のWi-Fiを整備する予定でございます。

また、先ほどおっしゃいました小屋浦四丁目の避難所でございますけれども、こちらのほうにつきましても、災害についての教育とか、あるいは研修機能を備えたということでございますので、そういった学習ができるように、Wi-Fiを使ってインターネットへのアクセスができるような環境を整えてまいります。

ただし、これにつきましては、そういったテレワークでございますとか、あるいは防災関係の研修、あるいは教育ということで、目的を限定した使い方をしていただきたいと思いますので、広く開放するのではなくて、ID、あるいはパスワード等を使用いたしまして、利用目的に合致した形で快適にインターネットに接続いただけるようにWi-Fiのほうを整備してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） まずはそれらの施設が常時Wi-Fiが使えるというところで、今後、また広がっていけばいいなと思いながら聞かせていただきました。

では、次にオンライン予約の導入についてお伺いします。

オンライン予約を導入されても、従来の窓口での予約方法も維持して、オンラインと窓口のどちらでも予約が取れるような状況が今後つくられていくのだなと思いが

ら聞かせていただきました。

そこで、オンライン予約でも、窓口予約でも、予約の取り方に優劣がつかないような工夫が必要になるのではないかと思います。現在は町民だったら町外の方より1か月早く予約が取れるとか、そういったこともされてあるところから、その辺の運用方法がどのようになるのかというところを、導入時期なども踏まえてお聞かせいただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、令和4年度にオンラインでも施設の利用申込みができるシステムの導入について検討を行うこととしているということでございましたけども、今、議員が言われたように、いろいろと課題がやっぱり出てきます。じゃあオンライン予約が難しい方についてはどうするのかというところで、難しい方については、今までどおり窓口に来ていただいて、予約をしていただくことになるかと思えますけども、じゃあそのネットと同時刻でやった場合に、ネットで取ってしまったら、窓口に来る間に取られてしまうというようなこともありますので、そういった部分をどうするのかとか、今、言われたような町内外の優劣をどうするのかというところについてこれから検討させていただいて、いずれにいたしましても、利用者の方が便利になって、喜んでいただけるようなシステムにしていかなければいけないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） これから運用面を考えていかれるというところで、そこにちょっと併せて、もう一点、質問をさせていただきたいと思えます。

町施設の使用料は、現在、窓口で支払うようになってありますが、オンライン予約が導入されたら、キャッシュレス決済の導入などもより便利になるのではないかと思います。このキャッシュレス決済については、運用を考えていく上でどのように捉えておられるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

お支払いにつきましては、今の施設の利用率につきましては、当面の間は従来どお

り施設の窓口のほうで現金でお支払いいただくことになると思いますけども、今後につきましては、施設利用料のみならず、今の役場全体での公金の納入方法を含めて検討を行う必要がございますので、昨今の情報通信技術の進展に伴って、またこちらにつきましても、町民の皆様の利便性が向上して、喜んでいただけるようなシステムにしていかなければいけないと考えておりますので、そちらについても検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「古い張出歩道の架け替えについて」質問願います。

○2番（安竹 正議員） 「古い張出歩道の架け替えについて」お伺いいたします。

町内河川全域にわたる張出歩道は、災害により破壊された部分は災害復旧工事により災害に強い新型歩道に改修され、歩行しやすくなった一方、古いままの張出歩道は鉄骨部分の腐食が進み、一部の手すり部分の根元が完全に分離した箇所も見受けられます。

床板は凸凹状態で、高齢者や目の不自由な方にとっては、少しの段差でつまずき、けがをされる危険性が危惧されます。

本町の張出歩道の耐用年数はどのように定められているのか。安全面から災害に強い新型の張出歩道に架け替えが望まれています。

町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「古い張出歩道の架け替えについて」の件についてお答えをいたします。

町内の総頭川、水尻川、天地川に設置されている張出歩道につきましては、主に昭和50年代に町が施工したものでございます。

また、平成30年7月豪雨により被災した張出歩道部分につきましては、災害復旧工事により順次復旧を行い、総頭川については、県道予定区間や現在復旧工事を実施している区間を除いた区間が、水尻川、天地川については復旧を完了いたしております。

御質問にあります本町の張出歩道の耐用年数はどのように定められているのかについてでございますが、これについて本町が独自に定めた耐用年数はありませんが、減

償却資産の耐用年数として橋梁は60年と定められており、これを参考にしますと、張出歩道は耐用年数内であり、歩道としての機能も十分保たれている状況でございます。

一方で、議員が御指摘のように張出歩道の設置からは相当年数が経過しており、一部支柱等に老朽化が生じている部分もありますが、これらにつきましては、歩行者が安全に通行することができ、かつ、長期的に必要な機能を確保するため、適宜、修繕等の対応を行ってまいります。

今後とも御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 耐用年数は決められていない、減価償却資産の耐用年数として橋梁は60年というふうになっとるらしいんですが、これ、町が設置したということで、町の管理で管理されてると思うんですが、どうも私が小屋浦の張出歩道の古いところを回ってみますと、一部支柱の根元が完全に分離しているところが見受けられたんで、それと歩いてみて、床板が凸凹しているわけで、この辺、平日頃の管理はどのようにされているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

基本的には町内を道路巡視等を行う際に、そういったところも含めて目視等の点検を行っております。その際に異常等があった箇所につきましては、極力早い対応を実施するなどして補修等を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この支柱の腐食の部分、確認はされておるんでしょうか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

恐らく議員がおっしゃられているのは小屋浦におきます二本橋、ふれあいセンターから下流の藤向橋の区間、ここは潮の関係もありますので、腐食の影響が多いところだと思いますが、その区間のことだと思います。これにつきましても、町のほうで巡視して把握しておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 要するに、このたび新しく張出歩道、大変きれいで歩きやすい部分と、古い張出歩道、この差がちょっと激しいんで、できれば、この際、新しい張出歩道に架け替えたらいんじゃないかというふうに思ったので、今回の質問をさせていただきます。今後、これを歩きやすい歩道にされる計画はないのかどうか、再度、ちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

町長の御答弁にもありましたけども、まず、現在、残っております古いタイプの鉄骨で造っておる張出歩道につきましても、歩くのに必要な機能というのはまだ保たれている状態でございます。

そういった中で、今、使えるものを、極力、予防保全型といいますけども、機能を維持する形で、長期にわたって利用するというのが今の維持管理の方針となっております。そういったことを考えますと、今すぐに、災害復旧は壊れた部分なんで、どうしても構造上、今の新しい構造のものしかちょっとないもんですから、そういったものに変えておりますけども、今すぐに、今のを古いからといって替えるということは、今時点では計画はございません。

できるだけ今あるものを大事に維持して使っていくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 言われることはよく分かります。しかしながら、今後、管理の部分をしっかりやっていただいて、維持していただくことを願って、最後の質問とします。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないんですか。

○2番（安竹 正議員） 答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

しっかり維持管理のほうは行って行って、今、特に議員がおっしゃられたところは、

先ほども申しましたが、潮の影響を受けて、上流側のところに比べても腐食等が進みやすい箇所でもございますので、しっかりそういった点検のほうを行って、長期にわたって安全性が保たれたものが利用できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「新型コロナウイルスワクチンの3回目接種と感染予防策を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「新型コロナウイルスワクチンの3回目接種と感染予防策を聞く」の件で質問します。

令和4年1月の坂町の新型コロナ感染者数は141件と過去にない数値を記録し、最大の危機を迎えております。この火消しを即実施しなければなりません。政府の動きや広島県の動きを踏まえながら検討されていると思いますが、坂町として対処方法を伺いたいと思います。

1点目、接種間隔について、1月13日の政府発表で、従来の8か月から、一般の高齢者は6か月に、また、64歳以下の一般の人は7か月とされたが、そのときどのように動いたか、挽回策が必要と思われるが、対応策を伺います。

2点目、5歳から11歳の接種について、個別接種が軸になるとの報道もありますが、本町は小児科医院がありません。3月にスタートし、3週間間隔で2回接種するとしています。接種方法をどのように考えておられるかを伺います。

3点目、町内医療機関の検査対応について伺います。

広島県が要請先として、発熱など症状がある人を診る診療・検査医療機関として1,363か所に依頼し、PCR検査よりスピードを優先した抗原検査を積極活用して乗り切るとしていますが、この坂町内の医療機関名の公表はいつ実施し、町民にはどの

ように周知するかを伺います。

4点目、抗原検査費用や菌を通さないマスクの配布を無償で行うなどの対応を早急に検討してはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナウイルスワクチンの3回目接種と感染予防策を聞く」についてお答えをいたします。

御質問1点目の、新型コロナウイルスワクチンの接種間隔の前倒しにつきましては、令和4年1月13日時点での国が示す接種可能時期に対応し、医療従事者、高齢者施設等の入所者及び従事者等を6か月間隔で接種を行いました。

また、集団生活を行う子供たちの感染予防対策のため、町内の小中学校及び高等学校の教職員、保育園や児童会の従事者を対象に、町独自で6か月間隔での前倒しを決定し、2月中に接種を行いました。

さらに、2月初旬には高齢者への接種券の発送が完了し、予約枠に一定の空きが見られることから、64歳以下の方につきましても、2回目接種から6か月を経過された方に順次接種券を発送し、早期に接種が完了するように既に対応しております。

御質問2点目の、5歳から11歳までの子供へのワクチン接種でございますが、本町には小児科がないことから、安芸地区医師会及び安芸地区小児科医会に依頼をしており、小児ワクチン接種が可能である医療機関で接種をいただけるようになっており、接種可能な医療機関につきましては、広報さか及び坂町ホームページで皆様に周知させていただきます。

御質問3点目の、新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関につきましては、発熱外来等を実施しております医療機関で、広島県のホームページに掲載することに同意した医療機関が掲載されております。

本町で同意されている3医療機関につきましては、坂町ホームページ及び3月号の広報さかと同時に配布する新型コロナウイルス感染予防等に関するチラシに掲載し、周知をさせていただいております。

御質問4点目の、抗原検査費用や菌を通さないマスクの配布を無料で行うことにつきましては、まず、抗原検査につきましては、広島県が既にPCRセンター等において無料で実施をしております。

次に、菌を通さないマスクにつきましては、N95などの医療現場等で使用するマスクでも全く菌を通さないわけではございません。また、N95などのマスクを住民用に大量に確保することは、医療従事者への供給が損なわれることにつながります。マスク着用による飛沫感染の防止方法として、厚生労働省は不織布マスクを正しく着用し、会話をする際には、相手の方との距離を1メートル空けることを推奨しております。

本町の新型コロナウイルス感染症の予防につきましては、私たちを含め、住民の皆様お一人お一人が感染予防対策について意識を持ち、それを徹底していただくことが大変重要であると考えております。これからも継続した感染予防対策についての啓発を実施し、住民の皆様とともに感染予防対策の徹底に尽力をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） まず、この質問ですけれども、1か月前、2月4日の日付で一応出させていただいてます。一応まさに丸1か月過ぎてるんですけども、その間、今回の議会にも補正予算として既に提出されていたり、あるいは広報さか3月号や添付チラシにも詳細説明がされていますので、そのことを踏まえて質問させていただきま

す。

まず、町長、伺うんですが、今回の質問内容は、各自治体が地元の医療機関に連携しんさいよというふうな局面に、今、なっとるんですよ。今までは保健所がやるからいいよというような感じで、第5波までですか、対応してきたわけですけども、町長、一応医師会をはじめ、あるいは町内医療機関に御挨拶とか、担当者と一緒に動かれたとかいうようなことをやられたかどうかをちょっと伺いたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私からは直接はいたしておりませんが、担当部門のほうでしっかりそういう対応はいたしております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いろいろとやっぱり町職員含めて全体がフォローしないと、多分、今後のものについて、保健所がパンクしたけん、全部行政でやりんさいということに私はなるんじゃないかと思うんで、その辺は、今後、ずっと地元の医療機関と連携取りながらやっていかなきゃいけないんで、そのことを、今、確認させてもらい

ました。

2点目に、接種間隔の短縮について、この1か月間にかなり動きがありまして、答弁では、6か月経過の方にも接種券を送って、前倒しに施行したというような感じと思えるんですけども、その成果が接種率は何ぼかということになるんですが、昨日の中国新聞に県下2位というふうなことの報道がされたんです。これは一番新しい情報だと思うんですが、この内容をちょっと説明をしてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 本町の接種率について、3月2日の中国新聞に掲載されておりましたこの情報につきましては、県が把握した2月27日現在の情報でございます。皆様御承知のとおり、接種をいたしますと、VRSという国の情報の管理をするシステムに入力をいたします。ただ、2月27日時点で県が把握しておりますものは、坂町が2月27日が最終に接種をした日でございますが、2月20日に済生会で個別接種をいたしましたものと、2月27日、小屋浦の地区で接種いたしましたものが入っておりません。情報といたしまして、新聞に出ておりますのが、高齢者に対して73%の接種が終わったとございますが、実際にこちらで把握できておりますデータは80.2%の方が既に接種を終わられております。

また、全人口に対しては30.2%と出ておりますが、こちらで把握しておりますのは32.8%でございます。

また、3回目の接種につきましては、18歳以上の方が対象でございます。こちらでも本町では把握しておりまして、18歳以上の人口に対しましては、39.5%の方の接種が完了いたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いずれにしてもいい成績なんで、むしろ接種率ということについては、県の発表の、今、発表があった内容ですけども、優秀な成績じゃないかと一応思っております。したがって、短縮については、かなり前向きにやっていただいているということは確認できます。

それから次に、5歳から11歳の小児接種について伺うんですが、町外の小児科等で接種するという答弁がありましたし、今回の3月号のチラシにもそれが書いてあります。

例えばこれで広島市の小児科がかかりつけで、行くんじゃないということで、3週間間隔で2回接種するというのはルールなんで、それを受け入れてもらわんといけないのですけども、その小児科医とは連携はうまくいくんですか。いわゆる管理体制いうんですか、このようにしてくれということ、管理する体制はつくらんといけないんですけど、ちょっと極端な意味合いで広島の小児科の場合はどうじゃろうかということをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 5歳から11歳の子どものワクチン接種についての管理体制ということでございますが、町長の答弁にもございましたように、本町においては安芸地区医師会、安芸地区の小児科医会、こちらと連携を密にいたしております。依頼書を出しました後、個別に小児科の先生方にもお電話をさせていただき、お電話で大変失礼だったんですが、コロナ禍ですのでお電話をさせていただき、坂町の小児の接種についてよろしくお願ひしますということをお申し上げております。先生方からは快く分かりましたという御返事を頂いてはおりますが、ただ、今、コロナに感染する子供たちがかなり増えてきておまして、また、そういった中では十分な、これは坂町だけではなく、県内全域であるとは思いますが、十分なワクチンの接種体制が取れないこともあるかもしれないということも了解いただきたいということは先生のほうからは頂いております。しっかりとこのような形で先生方との連携を取りながら、坂町の5歳から11歳の方へのワクチン接種を進めてまいりたいと思っております。

予約の仕方につきましても、個別にワクチン接種、子供さんにクーポン券をお送りいたします。その中にも近隣で受けられる医療機関16医療機関、こちらに掲載する予定でございますし、また、それ以外でも、先ほど議員がおっしゃったように、かかりつけ医がそれ以外にある方についての予約方法につきましても、ワクチンナビでございませうとか、そういったところを御覧いただき、御予約いただきたいということをしつかりと掲載させていただきまして、周知を行う予定といたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いずれにしても、親御さんと子供たちがかかりつけ医でやるということで、広島市は遠方かどうか分らないのですけども、町外のほうにかかっていきますんで、その辺の対応がかなり複雑化するということと、気を使うということ

で、今、話がありましたので、よろしく申し上げます。

次に、町内の医療機関の検査対応について聞くんですが、広報さか3月号と添付チラシには、町内3医療機関が公表されてます。発熱等の症状がある方はそちらに行ってくれということなんですけども、その場合でも、やっぱりちょっとさっきの事例じゃないんですが、市内のかかりつけ医に行く場合はどうなんかないかというようなことが、高齢者が行った場合とか、例えば救急車を使ってええんかどうかないかというような可能性とかいうのは、この場合はどうなんですか。検査対応に行く場合に、高齢者の言い分を、そのようなことをどのようにどこまで聞くんかいうことをちょっと知りたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 症状がある方が発熱外来等に行かれる、高齢者に限らず、子供さんから一般住民、皆さんであるとは思いますが、緊急の場合はやはり救急対応をしていただくことがあるかと思いますが、できるだけ御家族で通院といいますか、そういったことを対応していただけるようなこともお願いすることはございます。

子供さんにつきましては、やはり保護者が同伴ということになりますので、お車で行っていただくことになります。

町内の先生方のところにつきましては、一応、子供はちょっと見ることはできない、小児科医ではないのでできないということでございまして、県内で、今、議員の御質問の中には1,363か所とございましたが、現在、1,419か所の医院がこういった発熱外来を受けるようにしております。これにつきましては、広島県のホームページ、これを見るためには、坂町のホームページからも広島県のホームページを見ただけのようにしておりますので、そちらを参考にしながら、受診の方法について、そちらで確認をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後、質問お願いします。

現在、マスクを配布の動きについて、早い決断で私も賛成です。この一般質問をするまでもなく、もう既に2月21日から子供たちのマスク配布は実施されていると。これはもちろん議会を通したいうか、結果、通した形になるんですが、それと同時に、

3月10日からも世帯配布をするということで動いています。

それで、今回の配布については早い決断でいいんですが、私がちょっと思ったのが、今後の配布については、工夫をしていただきたいと思うという感じです。例えば、現在、家庭内感染が多い中、子供が室内でマスクするかどうかは、ほとんどしないということになるかと思うんですね。なかなか家庭内ではできない。したがって、出かけのみの対応なんですね。そういうような状況下もあると。

それからまた、当時、1回目、2回目のときに、マスクが手に入らなかったけん、町民は喜んだということも一応あるんですね。だから今回は、こんなことを言っちゃいけないけど、取りにこない、余る可能性もあったりするようなことを私も心配しているのか、効果は薄れるということなんでしょうけども、そういう可能性があると思うんですね。だから、次期の配布については工夫が必要だと思いますので、その辺のもし考えがあったらお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今回、また次期の配布があるかどうかにつきましては、いろいろな状況を見ながらまた検討が必要と思います。

ただ、これまでも配布をしてまいりました中で、やはり御本人が受け取りにこられない方、この方については、代理の方で受け取れるようにもいたしております。

また、保育園、小中学校につきましては、学校を通しての配布をしておりますので、これは100%配布をさせていただいております。

さらに、高齢者の方で、また、代理の方もいらっしゃらないということになりますと、坂町には高齢者のほうで地域包括支援センターというのがございます。こちらのほうにも協力を依頼し、また、介護保険の制度を利用されている方には、ケアマネジャー等を通してマスクを持っていていただく、また、それでも行けないときには、職員がお持ちするというケースもこれまでもございましたので、今後とも、そういった対応をきめ細やかにさせていただきたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 配布につきましては、以前より各集会所 2 日間実施を今回もいたします。9 時から 17 時まで職員がおりまして、皆様の身近な集会所でも配布をいたしますので、ぜひ御利用いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 8 番瀧野純敏議員から「町内通学路の現状を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8 番（瀧野純敏議員） 「町内通学路の現状を聞く」の件で質問いたします。

全国各地で危険な通学路による児童死傷事故が多発し、政府は全国の通学路の安全点検を行い、約 7 万 2 千か所に上る危険箇所を確認したと昨年 12 月に発表しました。今後は、令和 4 年度の予算案に対策費を計上し、改善を進め、令和 5 年度末には完了を目指すと言っています。

我が町では町内通学路の危険箇所を調査確認しているのか。町内には通学路の中に踏切、国道横断道路、三差路など多くの危険箇所があります。大切な児童の登下校が安全に安心して通えることが第一と考えるが、主に下記通学路における危険箇所及び安全対策を当局に伺う。

- 1、北新地地区・平成ヶ浜地区から坂小学校までの通学路。
- 2、学園通り・植田踏切上から横浜小学校までの通学路。
- 3、鯛尾地区から横浜小学校までの通学路。

以上。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「町内通学路の現状を聞く」についてお答えいたします。

町内各小中学校では、学校保健安全法第 27 条に規定する学校安全計画に基づき、毎年通学路の確認・点検を行うとともに、坂町交通安全対策協議会において、町内の交通安全や交通事故防止等に関する諸問題を学校や警察、道路管理者等の関係機関相互が緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な対策について毎年審議しております。

昨年 9 月に教育委員会及び学校、警察、町道管理課の産業建設課、交通安全担当課の環境防災課とともに合同点検を実施し、危険箇所として 30 か所、そのうち道路管

理者による対策が必要な箇所として8か所を確認しております。

御質問1点目の、北新地地区・平成ヶ浜地区から坂小学校までの通学路の危険箇所及び安全対策につきましては、国道31号沿いの歩道が狭いため、国土交通省において坂歩道整備事業を進めていただくとともに、坂東一丁目宮崎踏切については、踏切の端を注意して渡るよう随時学校で指導しているところでございます。

また、平成ヶ浜一丁目7番、8番街区付近の対策につきましては、坂町交通安全対策協議会を通じて海田警察署に要望し、現在、検討していただいているところでございます。

御質問2点目の、学園通り・植田踏切上から横浜小学校までの通学路の危険箇所及び安全対策につきましては、横浜中央一丁目5番街区付近において、歩道寄りに路上駐車している車両が多く、児童生徒に限らず危険であるため、環境防災課とも連携し、通学路の安全確保に努めてまいります。

また、植田二丁目植田踏切及び植田二丁目5番12号付近の交差点につきましては、見通しが悪く危険なため、随時、学校による交通安全指導を実施しております。

御質問3点目の、鯛尾地区から横浜小学校までの通学路の危険箇所及び安全対策につきましては、鯛尾二丁目から横浜西一丁目間の歩道が狭いため、交通安全教育等において、狭い歩道を安全に通行する際の意識を高めるとともに、今後も学校による交通安全指導を実施してまいります。

引き続き、学校における交通安全教育を推進するとともに、学校、家庭、地域、警察、道路管理者等の関係機関と連携を密にし、地域全体で通学路の安全確保に係る対策に取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに、今、うまく言ってもらったと思うんですけど、僕にはちょっと分からんところがあります。

まず、この件に関して言えば、3点とも一緒なんですよ。だけど坂町でどうしてもせにゃいけんこと。それは安全な通学路の、今、ある中で、まとめて言いますけど、坂町の中で言ったら、駅前からの通路、あそこの交差点、交差点のラインもない、消えてしもうて。まずその消えた点から二、三個言います。

それから、今度は今の横浜の、今、言うように、地藏堂から郵便局を通した通路、

側道のラインは一つもありません。完全に消えてます。1年以上やってないんです。それじゃあどうしても駄目なんです。

それでもう一つ、あることを言うけど、鯛尾のところは75センチしかないんですよ、道路が。それが50メートル以上あるんです。傘の大きさは何ぼか分かりますか。100円の傘でも1メートル10あるんです。それが75センチを通る。それは今まで通るのはいい。だけど、通った先、あの横断歩道、この家のマークが八つほど描いてあるわね。片一方からで、今度冬は一周道路から出たときには、横断歩道すら見えない。夜になってみんさい。あつこに横断歩道あることも分からん。私の言いたいのはこれじゃなくて、この道路を造るのにどうするのか。今から先、こういうようなものを造るのか、整備していくのか、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

そういった通学路に関しまして、横断歩道が消えてるとか、そういう横断歩道が必要でないとか、そういう箇所につきましては、今後は、毎年、行っておりますけど、坂町には坂町交通安全対策協議会というものがあります。そちらのほうで警察を含めた関係者が集まるので、そこで協議して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） まず、この令和に入って、令和1年、2年、3年のうちに、この横断歩道に関する児童の交通事故がどれぐらいあったのか、1年に。全国的には、今、やってみても、全国的に言ったら、60件以上あるんですね。だから平成1年なんかは90件以上ある。その中で坂町は何件あったか、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 数字は現在つかんでおりません。ただ、交差点の事故におきましては、これは子供を含んだことは、坂町での事故というのは聞いておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 町長にお聞きします。

今、2千人足らずの児童がおる中で、坂町の横断歩道、坂町の通学路で事故、要す

るに児童の事故を絶対に出しちゃいけない。たった2千人しかおらん。全国的にも人口が減つとるときに、事故、それを町長どのようにするか、ひとつ町長の口から聞かせてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時40分）

（再開 午前11時40分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 交通事故をなくするということでありますけれども、先ほどもありました坂町交通安全対策協議会、あるいは警察、そしてまた学校、地域等、各種町内の団体等にも交通安全の啓発を関係者とともに進めていくことによりまして、自らが交通事故に遭わないような日常の行動を取っていただくと、こういうことをしっかり啓発をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「避難場所などへの案内看板を整備して防災意識の高揚を」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「避難場所などへの案内看板を整備して防災意識の高揚を」の件で御質問いたします。

年明け早々から全国各地で地震が多発、トンガ沖の海底火山の影響で日本にも津波が襲来、被害も発生しました。南海トラフ巨大地震は今後30年間で80%の確率から40年で90%発生確率へと引き上げられました。1月下旬には、周辺地域である日向灘で地震がありました。

現在、津波避難場所として横浜西地区、横浜公園に整備され、さらに横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所、小屋浦自然災害伝承公園では避難所兼研修施設の整備が今年度末完成で行われています。

坂町のホームページには、指定避難場所と災害種別の避難場所も紹介してあります。ところが、その避難場所施設での災害種別避難の表示がないだけでなく、避難場所への経路案内表示が行われておりません。

ウォーキングの町としては、歩きながら避難場所施設が分かる表示、また、避難場所への避難経路が分かる表示が必要ではないでしょうか。日頃から表示を目にすることによって避難しやすく、防災意識を高揚していくことが重要ではないでしょうか。町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「避難場所などへの案内看板を整備して防災意識の高揚を」の件につきましてお答えをいたします。

最近の異常気象がもたらす様々な現象により、災害が激甚化・頻発化している中、大規模な災害が発生した際には、町民の皆様におかれましては、迅速かつ的確に防災対応を取っていただけるなどの適切な行動が求められるところでございます。

そのために日頃からの備えや安全に避難行動が取れるよう、自分が住む地域の災害リスクや避難場所を確認し、事前に避難経路を決めておいていただくことが重要でございます。

御質問の、歩きながら避難場所施設が分かる表示、また、避難場所への避難経路が分かる表示が必要ではないかにつきましては、町なかへの案内看板の設置は災害時のみならず、平常時におきましても、防災への意識啓発を促すことも期待されるものでございます。

しかしながら、新たに看板を設置する場合、設置場所の確保も必要になることから、既存の電柱などの工作物を活用して表示する方法を検討いたしており、現在、工作物所有者と協議を進めているところでございます。

また、設置箇所や表示内容につきましては、地元の住民福祉協議会と調整を行いたいと考えております。

なお、御質問の中にありました災害種別避難表示の未設置施設につきましては、先般、表示板を設置をいたしたところでございます。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 最後に災害種別の表示につきましては、何か質問書を提出した後、各地区に貼っていただいとるようでございます。確かに少しは進んだんじゃないかというような気がするんですが、設置箇所がなかなか難しいという中で、電柱を利用した表示というのがあって、電柱を利用した表示については、海拔表示をして

ますよね。海拔表示も、例えば上条の上のほうへ海拔表示して、津波に注意いうて書いてあるんですが、あんまり関係ないんですよ、本当いうたら。だからそういうところは別にして、今、赤い表示、黄色い表示、青い表示というふうになつてくるんですが、多分、赤い表示が危なくて、黄色いのがちょっと危ないよと、青は安全というところではないか思うんですけども、今の海拔表示のところへ、避難場所の誘導いうんですかね、例えばここからどこそこの避難所はあと何メートルあるよというような案内があれば分かりやすいので、今、それぞれのここへ種別の避難表示は、例えば学校であるとかいうところには表示があるんですけども、そこへたどり着くまでの案内表示というのがないんですよ。

私も旅行へ行ったり視察へ行ったりすると、そのまちを、朝、歩いたりするんですけども、やっぱりそういうのがあるわけですね。例えばここからこっち方面へ行ったら避難所が何メートル先にあるよという案内があるところがあるんですが、そういうところというまちはやっぱり住民に優しいんかなというふうに思うんですね。そういう点で考えると、海拔表示だけしとって、どっちへ逃げたらええのかいうような案内がないというのは、やっぱり住民に冷たいなというような気がするんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、電柱などの工作物に表示するという事なんですけども、この表示につきましては、避難所までの距離は何ぼとか何百メートルとかあります、こっちですというのを、今、協議しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 各住民協単位と申しましょうか、地域の中で避難場所への表示ということでございますけども、これは各住民協単位で防災に対する危機意識を持って、それぞれ研修をしていただいております。逆にそういう中で、地域の中で避難場所はこうする、あるいは避難ルートはこうするんだということをしっかりとそういう取組をしていただくことをこれまででもしておりますけども、さらにこれからもそういうお願いをしていながら、地域の避難場所については、それぞれの住民協、地域の中でお互いにそれを認識をしていただくというようなことで進めてきておりますが、

また今のそういう中で、さらにまたそういうルートが必要ということになれば、またこれも各住民協さんとも協議をしながら、本当に必要であれば、そういうことも考えていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 住民協で地区の人に対してというのは分かるんじゃないけども、地区外の人とか、町外から来られる人もいらっしゃるわけですよ。そういう人に対してどうかということと、それから、今、結構地区内の人でも、例えば、今、中央二丁目の尾鷹公園の上に避難場所ができよるんじゃないけども、それ知つとる人はあんまりおらんのよね。結構いないんですよ。どこにあるんかというのが分からんわけで、地区内でも、だからそういう面で言うと、やっぱり分かりやすい方法。

今、住居表示の案内看板のところへ、高台避難場所いうのをシールを貼ってもらったんです、この間。あれも実際には住居表示の案内板が、現在地がどこなんかいふことと、シールを貼った場所が分かりにくいんですよ。ほいじゃけん、シールを貼った、例えば避難所がどこであるかと。例えば今の尾鷹公園の裏にあるとか、やっぱりそういう表示がないと、ただシールをぼんと貼っただけじゃ、どこが避難場所かいふのが分からんのですよね。それを、この間、ちょっと環境防災課に言ったんですけども、例えば横浜小学校ですよとか、あるいは尾鷹公園ですよとか、そういうのを今の住居表示の高台の表示のところへ、あるいは、ここの地図の現在地がどこなんかいふのをやっぱりやつかんと分かりにくい思うんですけども、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 住居表示の案内に高台避難場所ということで、このたび、貼らせていただいたんですけども、今の御意見を聞きまして、現在地を入れるとか、もうちょっと工夫をしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） それと、表示箇所というような問題があるんですけども、町内には児童遊園地、都市公園を含めて、結構、公園があるんですよ。公園にやっぱりそういう避難場所、公園が避難場所の場合もあるんですけども、そこからどういふ、子供らと一緒に遊びに来たときに、災害に遭ったときにどっちに逃げるかいふよ

うなことで、公園とかそういうところに案内表示をするというのも一つの方法じゃないかと思うんですね。

このたび、横浜中央二丁目の避難場所ができるんですけども、あれも実際にはちょっと奥に入っとるんで、どこか分からんので、やっぱりあれも尾鷹公園のところに、ここからこう行ったら避難場所があるよというような表示をしていく必要がある思うんです。だから、よく町民とかほかの人たちも利用する公園とか、そういう施設に案内表示をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますけども、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） あってはならない災害が起きた折には、やはりそれぞれの地域の皆さんと共想の精神で協力をしながら避難をし、また、住民の安全を確保していくということが一番でございますので、大きな例えば避難施設につきましては、当然、横浜中央にできる津波避難場所につきましても、これから出来上がったら、そういう経路を含めたものも示していくようにしておりますけども、ほかの施設、例えば Sunstar Hall とか大きな避難場所がございますよね、坂中学校、そういうところは、皆さんに表示をして、分かりやすくするようにいたしておるつもりでございますが、ただ、地域につきましては、先ほど申しましたように、地域の中で町のほうが勝手にここを避難場所じゃというふうに決めることもなかなか難しいんだと思います。やはり地域とお互いに意見交換をしながら、お互いに接点を持ちながら、避難しやすい場所をもう一度確認をしまして、そういう中で、そういうものが必要であれば、しっかり前へ進めていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） いやいや、避難場所を造るとかいうことじゃなしに、現在ある避難場所への案内ということなんで、住民と、地域と相談するというんじゃなくて、例えばホームページに避難場所が出とるじゃないですか、種別で。そこに対しての案内をどうするかということなんですかね。これは住民じゃなくて、やっぱり行政で、ここからこっちはこっち、避難場所があるよとかいう案内はすべきじゃろうと。だからそれを、今、電柱でやりよるわけですよね。あと公共施設で言や、やっぱり公園とかがええんじゃないかということなんで、そういう面で、避難場所を今から造るとかいうことじゃなしに、現在ある避難場所への案内ということなんですかね。それを地区

民だけじゃなしに、地区外の人、あるいは町外の人にも分かるようにしたらどうかという事なんですよ。そういう意味の質問です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどからずっと申し上げておるんですけども、坂町内では避難場所は一応造っておるわけですね。そういう中で、私は各地域の公園という認識をしておったものですから、その地域の公園につきましても、あるいは避難経路も含めて、やはり地域の中で地域の住民の方々が避難しやすい経路をしっかりと見いだしていただきまして、そういう中でこれまでもそれを受け止めながら避難場所も造ってきおるわけでありまして。避難経路も定めておるわけですので、そこらをやはり重要視しながら、これからもおっしゃったことも含めて取り組んでいきたいと思おます。

先ほど申しましたように、坂町が指定しております大きな避難場所につきましても、そういうふうな経路のほうにつきましても、分かりやすいような対応をしておるつもりでございますけども、まだ足らんということであれば、もう少しよくまた検討しながら進めていきたいと思おます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「がん患者用ウィッグ購入費用に補助金を」について質問願おします。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「がん患者用ウィッグ購入費用に補助金を」の件でお尋ねいたします。

広島県は令和4年度から、抗がん剤治療の副作用により脱毛した方が医療用ウィッグを購入した場合の助成制度を創設する報道が今年1月にございました。闘病しながら仕事をされている方が、外見を気にせずに社会活動ができるよう考えられての制度

導入でございましょう。

新聞を読んでいろいろ調べているうちに、広島県は遅きに期しているのではと思いました。中国地方では山口県、島根県、鳥取県が既に導入しており、がん死亡率日本第1位であった広島県はもっと早くに導入すべきであったのではないかと。

お隣の山口県では、宇部市、防府市、岩国市、和木町で市町独自で同様の助成制度があり、県の助成後、新たに医療用ウィッグを購入する場合に市町の助成制度が活用できる仕組みとなっております。

坂町においても、同様の助成制度をぜひとも導入を検討するよう町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「がん患者用ウィッグ購入費用に補助金を」についてお答えをいたします。

厚生労働省が平成29年度から令和4年度までを期間として策定した第3期がん対策推進基本計画では、がん予防、がん医療の充実及びがんとの共生を三つの柱としております。

このような中、広島県はがんとの共生のための一つの施策として、外見の変化を補完する医療用ウィッグの購入費用を一部助成し、医療用ウィッグを購入しやすくすることで、がん患者の心理的負担が軽減され、社会参加の促進や生活の質の向上を図ることを目的とした「がん患者アピアランスケア推進事業」を令和4年度から導入する予定としておりますが、現在のところ、県からは詳細な内容が示されておられません。

がん治療を受けておられる方の中には、脱毛症や様々な症状で精神的、また、身体的に負担となられている方もおられることから、本町では広島県が実施する補助事業を正確に把握し、近隣市町の状況も参考にしながら、町独自の補助事業について検討してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 答弁はいつものとおり近隣市町というような答弁でございましたが、最後に町長が町独自のいうふうなこともおっしゃいました。町独自のいうふうにおっしゃられるのであれば、近隣市町を勘案するまでもなく、県が導入するのを動向を見るでもなく、町が独自に先行して、町が広島県の、坂町が一番になるようなお

考えはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど答弁で申し上げましたように、広島県が既にそういう施策を実施するということをおっしゃってあります。そういう中で、県の動向を見極めずに、坂町が独断で単独で実施するというのは、やはりいかがなものかというふうに思っております。

いずれにしても、令和4年度からということですので、近々のうちに県の施策もこちらのほうに分かってくると思います。それを見極めながらどうするか、あるいは、山口県の事案もちょっと参考にしなければならないと思いますけども、やっぱりいろいろな考えがあって、いろいろな補助のやり方があるようでございます。これは金額の問題でありますけども、そこらもしっかり考えながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、県がそういうことを先行して施策を公表しておりますので、それをやはり見極める必要が町の立場としてはあるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 町長としてはそのように答弁せざるを得ないのかなというふうには御察し申し上げますが、日本全国的に見ても、東北を例に取りますと、市町が先にやって、後、県が追随するというふうな形が結構多いみたいです。

お隣の山口県にしても、私が質問の中で出させていただいた市町も、やはりそのように市町が先にやって、そして県が追随するという形で行っていました。

広島の場合は県がやるというふうに先に述べておるわけですけど、それが私にとっては、何で坂町が、じゃあ坂町は先にやりますよというふうな手を挙げることはできないのかなと。

最初に申したように、町長のお気持ちは察しいうふうにあれしたんですが、今までのいろんな答弁を聞いておっても、近隣市町を勘案しながらいう決まりきった答弁がほとんどでございました。そこを脱皮するいうあれじゃないですけど、ぜひ坂町は、おお、坂町はすごいというふうな形を取って、坂町を知らしめるのにはいい機会じゃないかなというふうなのが、これは坂町はあまりお金をかけないでそういうふうな名声いうかというのは、何百万円もかかるわけではないと思うんです。大体町としてこ

れからするに当たって、いろいろ調べて、大体予算を今回組むわけで、それに入れとはもちろんできないんですけど、県がそういうふうに出すとあれしてきたら、坂町も恐らく独自で予算を組んでいくのか、県の言うとおりにするとかいうんで、大体がん患者がどのぐらいの人数いらっしゃるかいうふうな、そういった抗がん剤治療をなさる方がいらっしゃるか、そこらは把握いうのはできるものでしょうか、どうなんでしょう。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 当町で把握しておりますがん患者さん、毎年、県からがん登録というものがございまして、どのようながんに何人かかられているという市町ごとのものも出てまいります。ただ、今回のものにつきまして、まずは県が、今、予算を上げております。対象者は750人を県は予算を計上いたしております。県内で750人といたしますと、坂町に置き換えますと三、四人ではないかと考えてはおります。今のがん登録が、今、一番最新のもので平成27年度のものしかございませんが、やはりそれを見ましても、約3.3人ぐらいがこういった医療ウイッグが必要になる方がいらっしゃるのではないかとこのところを推測はいたしております。

ただ、先ほど町長の答弁でもございましたように、広島県がどのような補助をするのかということ、やはりそこは見極めながら、坂町でしっかりとそれを補完できるような補助も考えていく必要があると思いますので、県の動向をしっかりと見ながら、人数も把握しておりますので、また、対応するに当たっては、補正予算等での対応が必要となつてまいらると思いますので、その際にはよろしくお願ひしたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今、お聞きになったように、対象者は3.4人未満です。よその今まで私が調べてきた中で、上限2万円、そして、それを超えるものに関しては、2分の1というふうなのがほとんどでございました。というのは、違うところもあるんですよ。上限3万円、90%とかいうふうなところもございまして。ですから、そこを踏まえて、近隣市町にいうふうな答弁をなさいましたが、そうでなくて、坂町は上限を5万円にするとかいうても、3人で15万円で、坂町はすごいときっと見られると思うんですよ。それでやはり助かるなと思ってくれる方が三、四人とかいらっし

やれば、町長は昨日、町長表明の中で、やっぱり健康、福祉、そういった基本理念は、優しさあふれる福祉づくりというふうなことを、昨日、述べておられました。やっぱりそういった今までお年寄りとかにはもちろん町長もおっしゃってますが、そういった方に対してのいろんな補助とか、障害者の補助とかいうふうなのはございました。そして、いろんな補助を今まで出してきておって、たくさん組んどっても、昨日の補正予算でもございました。何でマイナスかいうたら、対象者がゼロ人でしたとか、利用する方がいなかったら、それでこちらは納得するんですよ。ゼロ人だったからマイナスだったのか。ですから、そういうふうなことを組んでいただいて、しっかりと近隣市町の動向を見るというんでなく、ぜひとも町独自で最高の、私が申しましたように、坂町はすごいというふうな、やっぱり坂町へ、そういった手厚い福祉をやっていたければ、坂町の名声も上がって、坂町いうところはいうふうな周りの目も向いてきて、周りに影響を及ぼすぐらいのいいことであれば、施策を取っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることはよく分かります。先ほど来、ずっと申しておりますし、今、担当課長も答弁をいたしました。やはり県が先行して進めておる施策でございます。

また、これは県内23市町に県が支援をする施策でありますので、そういう案件につきましても、やはり福祉というのは、いつも申しておりますように、みんなに同じような、例えば坂町に住んでおったから、あるいはまた、広島市に住んでおったから、あるいはまた、海田町、府中町、熊野町に住んでおったからということで、国、県が進める施策に、例えば補助金とか、あるいはそういう給付金とかいうものに差があるということは、あんまりよくないことだというふうに私は認識しております。いつも言いますように、福祉につきましても、やはりユニバーサルサービス、これを常に念頭に置きながら、これまでも進めてきております。

ただ、独自の施策いうのもあるんですね。例えばマスクを配布するとか、今回のコロナウイルスの関連で、あるいはまた、このたびは消毒液も1リットルを1本ずつ各家庭に配布させていただくとか、さらには、予防接種ですね、コロナウイルスのワクチン、こういうものもそれぞれ独自でやるわけでありまして、そういうのは早く先行させていくとか、あるいはまた、災害の折には災害公営住宅も、23市町が全てや

るわけではありません。これもうちの関係部門と一体となって、これも早くするという  
ことで実施をさせてもらっております。そういうものについてはどこにも負けないぞ  
という精神でこれまでもずっと取り組んできておりますが、今のおっしゃるようなこ  
とにつきましては、やはり全体で協調しながら施策を実施していくということも大切  
なことだというふうに私は認識しております、そういう観点から、各市町の状況を  
勘案しながらという答弁になったわけでございますけども、そこらもひとつ御理解を  
いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 理解しないわけではございませんけど、調べた中で、県、市  
町が逆転した、市町が先にやって、県が追随した、そういったところやなんかは町の  
をそのまま、今まで決めたことを残して、両方とも使えるようにとかいうところ  
があるわけですね。それが広島県において、県がやって、23市町全部へあれするん  
だから、そこと変わったことはしてはいけないよいうふうな考えというのがちょっと私  
には理解できかねる。私が最初言ったように、5万円とかいうふうな、ちょっとかけ  
離れた、予算を調べてみたところのかけ離れた金額は別としても、せめて坂町もつく  
って、県がやったというのは、今まで調べた経緯を申しますと、大体県があれして町  
がやる場合、ほかの補助金と併用してはならないとかいうふうな制約があったりとか、  
けどそこを取っ払ってというのは、ウイッグをつけるのは大体1年から1年半ぐら  
いで、投与が終わると、また生えてきますから、でもその間にやはり洗髪いうか、かつ  
らも洗髪して使ったり、2台あったほうが便利はいいわけですね。

ですけど、今まで県がしてきた中で、1台を購入してるから、あなたは県で使って  
るから駄目ですよいうんでなくて、2台目はじゃあ坂町のを使えるようにとかいうふ  
うな、また答弁をなさるんであれば、再三、申し上げてるように、県の動向をいうふ  
うな答弁が恐らく返ってきそうなんですけど、そこらあたりをぜひ考えるような余裕  
いうか、あれは残ってるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃいましたような形で、私どものほうも施策を講ず  
るんであれば、そういう対応をしていきたいというふうに思っております。

あくまでも県が、例えば山口県にしてもそうだったんですかね、県が幾ら最初に出  
して、次に、今、おっしゃったように、1年か1年半か、2個目のものを購入すると

きには、各自治体で補助をするというような仕組みになっておりますので、先進事例もたくさんございますので、そこらもしっかり見ていきながら、対応していきたいというふうにも考えております。

○議長（川本英輔議員） 1番向田清一議員から「新型コロナウイルス対策について」質問願います。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 「新型コロナウイルス対策について」の件。

新型コロナウイルスが世界的にまん延し、特にオミクロン株は感染力がデルタ株に比べ4倍と言われております。我が町でも急速な拡大があり、緊急の対策をすることが求められています。

今年に入って、2月28日までに広島県で5万人を超え、坂町では210名を超える陽性者が出ています。誰が感染してもおかしくない状況、危機感を持って対応する必要があります。

次の点について質問します。

一つ、重症化リスクの高い高齢者などを中心に6か月後の3回目のワクチン接種を迅速に行う点で、接種人数、接種率はどうなっているのでしょうか。

二つ、高齢者施設や医療機関に対して積極的なPCR検査を明確に打ち出し、全面的に支援すること、また、無症状者を対象に、いつでも誰でも無料で受けられるPCR検査、抗原定量検査が実施され、陽性者の保護をしなければならないが、広報活動を含め、どのように対応していますか。

三つ目、陽性者を自宅に決して置き去りにせず、重症化を防ぐ医療を提供するために、地域の医療機関との連携と体制強化を図ることはどうなっていますか。

四つ目、発熱外来の体制支援への補助金の復活、診療報酬の引上げなど、医療機関への十分な支援が求められています。町の対策はどうなっていますか。

五つ目、中小企業では外出規制の影響を受けています。また、飲食の時間制限、休業などで急速に経営が成り立たなくなっています。この間、幾つかの支援策が実施されました。その実施内容、さらなる支援対策はどのようにされるのでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「新型コロナウイルス対策について」お答えをいたします。

御質問1点目の、重症化リスクの高い高齢者を中心に6か月後の3回目のワクチン接種を迅速に行う点につきましては、本町では住民の方へのワクチン接種を1月20日から開始いたしました。2月末時点で18日間実施をしており、高齢者の対象人数3,845人に対し、3,082人が接種を完了しており、80.2%の接種率となっております。

また、一般の方につきましても、2月初旬から6か月の前倒し接種を実施し、早期に接種が完了するよう対応しております。

御質問2点目の、高齢者施設や医療機関に対してのPCR検査を明確に打ち出し、全面的に支援することや、無症状者を対象に、いつでも誰でも無料で受けられるPCR検査や抗原定量検査の実施や広報活動等の対応につきましては、無症状者へのPCR検査及び抗原定量検査につきましては、広島県がPCR検査センター等において無料で実施をしております。広島県のPCRセンター等の情報につきましては、広報さか及び坂町ホームページで住民の皆様にご周知するとともに、問合せがありましたら、丁寧に情報をお伝えをさせていただいております。

御質問3点目の、陽性者を自宅に決して置き去りにせず、重症化を防ぐ医療を提供するための地域の医療機関との連携体制の強化につきましては、本町の住民が陽性者となった場合、管轄の保健所が対応しており、町側へ個人情報のご提供はございません。

陽性者への療養等につきましては管轄の保健所が対応しているため、医療機関との連携体制強化につきましても、県において対応するものであると理解をいたしております。

御質問4点目の、発熱外来の体制支援への補助金の復活、診療報酬の引上げの医療機関への支援につきましては、町が単独で実施するものではなく、国が全国統一で実施するものと考えております。

御質問5点目の、中小企業者等に対する支援の実施内容及びさらなる支援対策につきましては、まず、支援対策の実施内容として坂町が県と共同実施した支援策では、緊急事態措置期間中に休業等を行った中小企業への広島県感染拡大防止協力支援金の支給や、頑張る飲食事業者応援事業として飲食事業者へ支援金を支給しております。

また、坂町独自の支援策では、国の持続化給付金を補完する形での中小企業等支援金や、外出機会の削減等による影響を受けた坂町中小企業等支援金、令和3年8月、9月の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けた中小企業者等への支援金

を支給しています。

次に、さらなる支援対策についてでございますが、現時点では2月8日より県が月次支援金に追加支援を行っており、坂町では広島県と連携して、坂町ホームページや広報さかを通じて制度の広報、周知を行っているところでございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 広島県で3回目の接種は、接種率が2月28日の時点で23.1%、65歳以上で高齢者は56.5%です。坂町は、先ほども述べられましたが、非常に頑張っている。敬意を表します。

老人会でも話になったんですが、接種会場も段取りよくて、スムーズに気持ちよく接種ができた喜んでいらっしゃいました。お礼を申し上げます。

日本は3回目の接種は非常に遅れているようで、ヨーロッパ諸国、イタリア、ドイツ、イギリス、フランス、スペインなど、接種率は50%を超えています。ヨーロッパは早くから感染が始まったこともあったのですが、日本は遅れているのではないのでしょうか。

コロナ終息のために、注射が入荷できないのかどうか分かりませんが、厚労省などに増産請求、早期支給を要請する必要があるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） ワクチンの供給につきましては、国が各都道府県に配分し、また、県が各市町に配分してまいります。このたびの3回目の接種につきましては、ファイザー社製のワクチンに加え、モデルナ社製のワクチンも併せて配られております。大体半分ぐらいずつということで配分されております。

このたび、報道等でもお聞きになったと思いますけれども、ファイザー社製のワクチンが追加で各市町に配分されることになりまして、坂町にも近々に0.5箱、約870人分のファイザー社製のワクチンが追加で支給されることになっております。

ワクチンの支給につきましては、以前より、1回目、2回目から早く支給していただきたいということは、県を通じて国のほうにも申し上げておりますが、そういった対応を国もしっかりとさせていただいてはおりますけれども、1回目、2回目のときはかなり遅れて入ってまいりました。

ただ、今回の3回目のワクチン接種につきましては、こういった前倒し接種ができておりますのも、ワクチンがしっかりと供給していただいているということになると思いますので、引き続き、ワクチンの接種についてはしっかりと見極めて、そういった要求をしなければならないことがございましたら、県を通してまた国のほうへ要望をしていただくようにいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） よく分かりました。

次に、広島県はPCR検査、去年は薬局で200か所を超えるところで検査を受け付けていました。当然無料でした。現在、検査機器が不足しているというようなことで、電話予約が必要とホームページでは書かれています。検査体制を整備し、感染拡大を防がなければならないでしょう。県は積極的疫学調査やPCR集中検査によって感染者を特定し、隔離する、また、外出自粛や飲食店の時短、休業要請によって、広く地域の人流を遮断するとしています。しっかりした対応が必要ではないでしょうか。

町長は先ほど広報、ホームページで案内もしっかりしてるということですが、できれば、町において放送が朝と夜されてますが、こういう場でもこのようなPCR検査とか、例えばコロナの感染状況などを放送したらさらにいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

感染に関する放送については、現在も毎日夕方の放送で住民の皆様に感染予防対策について、これが一番重要であると考えておりますので、毎日夕方放送させていただいております。

以前に、PCR検査等についても放送させていただいた経緯がございます。ただ、先ほど議員もおっしゃいましたように、県におけるPCR検査、これが追いついてないという状況の中で、さらに放送をするということはちょっと難しゅうございましたので、これにつきましては、必要に応じまして対応させていただいておるところでございます。

あとは薬局等の抗原検査でございますけれども、この抗原検査の性能というのは、やはりいいものも出てきてはおりますが、症状が出て、例えば発熱いたしました。す

ぐに検査しても、抗原検査はウイルスがたくさんないとこれは反応しないものでございます。そういったことから、やはりPCR検査をしっかりと受けていただくということで、本町におきましては、昨日の補正予算で御承認いただきましたが、独自で済生会広島病院さんに、集団生活を送る子供たちの感染予防対策といたしまして、PCR検査を独自で実施をしているということもございますので、そういったことも利用しながら、感染予防を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 3番目の地域の医療機関との連携体制の強化の件でちょっとお話ししてみたいと思います。

私ごとなんですが、発熱と咳で非常に困りました。この状況ではコロナとみなされ、家庭でも食事も別々にすると。部屋も閉じこもって出れない状態が続きました。役場健康保険課に電話したんですが、かかりつけのお医者さんに行ってくださいと。かかりつけ医に電話したら、近くの病院に行ってくださいということで、結局、広島積極ガードダイヤルに電話して、坂町の病院を案内していただきました。

朝一番に病院に行ったんですが、ここが予約が必要ということです。出直しました。受診は外で仮のシートで仕切った部屋で問診、医者を受診、薬の支給と、寒い中、50分ぐらいかかりました。

ここで分かったことは、坂町には六つの病院、歯科と耳鼻科を含めてありますが、発熱外来の受診可能なところは3軒、しかも3軒とも時間指定で、予約が必要ということです。最初の段階で、役場でこのような説明があつてよかつたのではないかと思います。お医者さんとの連携強化が必要ではないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

まず、住民さんからそういったお問合せがありましたときには、これは国のほうもこのような方策を取るとということで、まずはかかりつけ医の方、やはりかかりつけ医ということは、特定の疾病を持たれている方、基礎疾患を持たれている方がいらっしゃいますので、そういった御案内をさせていただいております。これは基本でございます。

さらに、そのかかりつけ医さんで、発熱があればこちらでは診れませんよというこ

とであれば、その先生のほうからそういった発熱外来を現在は御紹介いただけるようになっておると思います。

先ほど議員がおっしゃったように、まずはそういったかかりつけ医を御紹介いたしますが、こういったケースがあったということで、再度、こちらもしっかりとそういったことで、もしかかりつけ医で対応できなければ、まず、積極ガードダイヤルにおかけいただくということをお伝えをしてみたいと思います。

そして、今の発熱外来、坂町内で3軒ということでございますけども、やはりこれは予約が必要でございますということは広報等でも出させてはいただいております。県のホームページにもしっかり出ておりますので、そういったことは、またお電話ありましたら、口頭でしっかりとお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 先ほども言いました発熱外来の医療体制は、仮のシートで覆ってやってるんですね。この寒い中、下から風が吹きすさぶような状況でした。何とか助成対策はできないもののでしょうか。まず、やっぱり役場の職員が現場に行ってみないと、これは理解できないんじゃないかと思います。

また、1月28日の新聞によりますと、診療報酬突然引下げ、PCR検査をやるほど赤字というふうなことも出てました。お医者さんも発熱外来のために一回一回服を着替えて、寒い中、外に出られて対応しています。大変な仕事です。お医者さんには感謝の言葉しかないですが、さらなる支援対策が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 発熱外来をされている医療機関、これは厚生労働省が実施しております発熱患者の外来診療検査体制確保事業の補助金ではないかと思えます。こちらにつきましては、一旦、令和2年度で終了はいたしておりますが、令和3年度以降につきましては、今、新型コロナウイルス感染症拡大防止医療提供体制確保支援補助金、こちらのほうに移行されております。こういったことで、そういった診療体制を確保していくということは可能でございます。

そして、診療報酬につきましてですが、こちらのほうは、やはり新型コロナウイルスに対する診療報酬の特別な診療報酬の臨時的な取扱いということで、そういった加

算金がしっかりついております。引き下げられたというのは、ちょっとこちらでは把握はいたしておりません。ここはしっかりと国のほうで体制を整えているということで理解をいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 昨年10月にコロナまん延防止で影響を受けた中小企業支援金、坂町の場合、売上げが20%から30%減の場合が10万円、売上げが30%から50%の場合が5万円の件ですが、申請件数が何件あって、支払い件数は何件だったのでしょうか。

それからもう一つ、飲食業、それに関連する企業に、広島県は感染拡大防止支援金を出しています。中小企業で1日当たり3万円から10万円、令和3年5月12日から始まりましたが、現在、9回目が始まっています。この案内と周知は、また、この申請をするのに29枚ぐらいの申請用紙が要ります。これ、非常に申請するのも大変なんです。しかも当月の売上げを全部出さないといけないというような状況です。坂町はどのような援助をやっているのか、どの程度、受給された方がいらっしゃるのか、分かれば教えてください。

ほかにも持続化給付金とか、先ほども言われました頑張る中小企業支援金などもあります。今からぜひともこういうことを広報並びに学習会なんかも開いてやっていただかないと、徹底しないのじゃないかと思しますので、検討していただきたいと思えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時45分）

（再開 午後 1時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

本年の8月、9月のまん延防止等重点措置、あるいは緊急事態宣言に関します坂町

独自の中小企業等支援金についてでございますけども、こちらのほうは交付件数としては19件申請がございまして、この19件の事業者に対しまして、総額で145万円支給をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「再度問う『急傾斜地の防災対策を』」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「再度問う『急傾斜地の防災対策を』」の件について質問いたします。

前回、本件につきまして答弁をいただきましたが、新たな疑義が生じたことから再度質問いたします。

一つ、土砂災害警戒区域、特別警戒区域は広島県が基礎調査を実施し、指定するとの答弁でした。「土砂災害ポータルひろしま」では、小屋浦小学校区の基礎調査は、被災後の平成31年3月から令和4年1月の間に9回実施されております。

そこで、質問1）基礎調査は計画どおり完了しているのですか。また、基礎調査件数及び新たに追加される区域指定件数は。

質問2）新たに追加される急傾斜地崩壊危険区域は。

その2、自然災害が激甚化、広域化する中、国土交通省によると令和3年度に起きた土砂災害は全国で967件中、広島県が129件で最多で、対処も遅れている状況です。災害に強いまちづくりには、急傾斜地崩壊危険区域や危険な急傾斜地警戒区域等の調査、砂防ダムの土砂や流木の堆積状況の調査等をドローンやAIなどのデジタル技術を活用して、効率的かつ的確に把握し、防災・減災対策を先手管理する取組が必要であると考えます。

町当局の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度問う『急傾斜地の防災対策を』」についてお答えをいたします。

御質問1点目の、基礎調査は計画どおり完了しているのか。また、基礎調査件数及び新たに追加される区域指定件数についてでございますが、基礎調査につきましては、基礎調査実施計画に基づく県内全域の基礎調査を平成30年度末に、区域指定を令和

元年度末に完了し、坂町の基礎調査箇所数及び区域指定数は155か所と伺っております。

その後、平成30年7月豪雨災害等を踏まえた区域指定や対策工事の完了等に伴う区域の見直し等が行われ、令和4年1月末時点で、坂町では153か所が土砂災害警戒区域等に指定されています。

次に、新たに追加される急傾斜地崩壊危険区域についてでございますが、令和3年度から7年度に県が急傾斜事業の実施を予定している3か所と伺っております。

御質問2点目の、デジタル技術を活用した防災・減災対策を先手管理する取組についてでございますが、国や県では砂防ダムの定期点検や緊急点検時に無人航空機（UAV）を活用した調査に取り組んでいると伺っております。

坂町におきましても、今後、国や県のデジタル技術に関する情報を収集するとともに、関係する研修等に積極的に参加等を行い、デジタル技術の習得・活用に努めていきたいと考えております。

今後とも御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） まず、1点目の質問をさせていただきます。

答弁の中に、令和4年1月末時点で坂町では153か所が土砂災害警戒区域等に指定されておるといことですが、この警戒区域、イエローゾーンですね、これは土砂災害防止法に基づいて決められておるわけですが、内容、目的は主にソフト面の対応で、地域内で宅地とか建物を売買するときには、そういう危険区域内にありますよということ業を業者などに周知せんにゃいかんという規定があります。

それともう一点は、これはソフト面といいましたが、避難確保計画を作成して、避難訓練を実施することが市町村等に義務づけられております。

そこで質問するのは、当町の避難訓練体制、避難訓練の計画の作成とか避難訓練の実施、これの進捗をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 今年度は避難訓練というより、総合防災訓練を実施する計画といたしております。避難訓練は地域のほうで、住民協のほうで計画を立てていただければと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） そうしますと、全部地区に丸投げという状態ですか。行政として指導とかそういうことに関わりは持っていないという状態なんですか。お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） そういった避難訓練をどういうふうにしたらよいかとか、そういう御相談を受けましたら、町のほうからも県を通じて、そういった講師の方を御紹介していただくと。自立ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 全て自立ということで取り組んでおられるという状況がよく分かりました。

次に、急傾斜地の崩壊危険区域についてお尋ねします。

この坂町の地域防災計画、これによりますと、急傾斜地がという項目が令和2年度には記載されております。しかし、令和3年度の3月度の資料には急傾斜地という項目がなくなつとるんですね。これはどういうことでこういうことになつとるんか、ちょっと理由をお聞かせ願いたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先ほども土砂災害警戒区域等の指定のほうが令和元年度末で終わって、7月豪雨等の見直しもありましたというお話が町長の答弁の中であつたと思うんですけども、そういうことを踏まえて、土砂災害防止法による区域指定を行う前は、土砂災害危険箇所ということで、恐らく地域防災計画のほうには記載しておつたと思うんですけども、こちらのほうが法的な土砂災害警戒区域ということに変わりましたので、それに伴って、急傾斜地のほうを土砂災害警戒区域として、全て、今、土石流と急傾斜という形で掲載されていると思うんですけども、そちらのほうに更新したというふうに認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） これは土砂災害の警戒区域及び急傾斜地の特別警戒区域と、

それと急傾斜地崩壊危険区域というのは全く性質が違うものです。先ほど言いましたように、先ほどの前者の2件は大体ソフト面、避難を目的としてやっとなるわけです。しかし、この危険急傾斜地の地域、崩壊危険区域というのは防災対策、これを主眼に設けられとなるわけです。ですから、これは差し替えるわけにはいかんと思うんですよね。ですから、そういう認識で私はこれを見たわけです。そうするとなくなると。

それで、ここにありますように、何か3件ぐらいあるということで、ポータルひろしま、ここに問合せをしてみました、何でなくなったんかと、ないのかということで問合せしましたら、この土砂災害ポータルひろしまの担当者も、ちょっと待ってくださいということで、パソコンを開いて見よったですかね。ないのというようなことで、原因が分かりません。

これは、そういうことで性質が違うもんですから、ぜひそういうようなことで片づけずに、やはりきちっとして調査して、指定をしてもらう必要があると思うんです。そういうことで、今後、こういう急傾斜地の崩壊危険区域と、これに伴う崩壊対策事業の実施を進めていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、急傾斜地崩壊危険区域は、土砂災害ポータルのほうには掲載されていないと思います。急傾斜地崩壊危険区域は、議員が先ほどおっしゃられましたように、ハード対策をするためのいわゆる事業になっております。当然、急傾斜地の指定を行うに当たりますと、5メートル、30度以上の崖地が含まれております。ということは、先ほど私が申しましたけども、土砂災害警戒区域の中にも網羅されとなるわけでございます。こういったことをまず一つ申し上げておきたいというふうに思います。

それから、二つ目に急傾斜地崩壊危険区域は三つほどだというふうなお話がありましたけども、こちら県の方の5年間の計画の中で新たに3か所のほうがやられるということで、こちらのほうは急傾斜地崩壊対策事業で行われますので、新たに三つほどが追加されるだろうということで、そこに掲載しておるわけでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私がポータルひろしままで調べてみたら、急傾斜地の崩壊危険区域というのは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これが昭和44

年7月1日に法律で制定されとるんですね。ですから、これを無視するわけにはいかんと思うんです。ですから、そういうことで、ぜひともこのところをしっかりと調べてもらって、崩壊対策防止工事、これに結びつけてもらいたいと思うんです。

それと、次に質問いたします。

質問の2点目のデジタル技術を活用した防災・減災対策の先手管理についてなんですが、これについては、これを実施するためのドローンとかAIというのはツールなんですね。ですから、このツールを有効に活用して、そして、先ほどから言っております急傾斜地の崩壊危険区域、これをやはり県におんぶにだっこののも一つの手だろうと思うんですが、今の状況では県もそこまで手が伸びていないという状況なんで、自分の領土は自分で守るという気概の下に、こういったデジタル技術を使って、そこら辺の町内のそういう危険区域を洗い出しをしてもらいたいと。

これ、先ほどもあれなんですが、言ってきたらやるよというんでなくて、言うてくる人というのは、こういうことがあるということは知らんわけですから、ですから町のほうも積極的にこういう調査等に尽力をしていただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、坂町におけます地形等につきましても、県のほうで行われました空中写真測量、こういったものを用いて、今の土砂災害警戒区域等の設定等も行われております。箇所抽出もそのように行われております。

また、急傾斜地の事業、議員がおっしゃられました昭和44年の4月、呉の集中豪雨中心にこの法律はできておりますけども、こちらのほうの事業、これにつきましては、あくまでも斜面の所有者、あるいは下に住まわれて危険を負われる方が、やはり本来行うべき対策という意味で、受益者負担等を伴う事業でございます。こういった趣旨を御理解いただいた上で、急傾斜の事業が成り立っているというのもひとつ御承知おきいただけたらというふうには思っております。

したがいまして、積極的に町のほうがというのも御意見がございますけども、まずは箇所も多うございますので、財源も限られております。ソフト対策を優先的にそういった形で土砂災害防止法を用いて避難体制の整備とか開発の立地抑制、こういったことで、先ほども議員おっしゃられました不動産取引におきましては、重要説明事項

にもこの警戒区域等なっております。そういったことで、立地抑制等も入っておりますので、そういう対策を絡めながら、総合的に土砂災害対策というのは行われていくべきだというふうに考えておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時15分からさせていただきます。お願いします。

（休憩 午後 2時06分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「横浜排水区雨水排水改良工事の件で伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「横浜排水区雨水排水路改良工事の件」で伺います。

去る令和4年1月21日の臨時会において、集中豪雨による浸水被害に対応するため、国に対し要望していた補助率50%の交付金事業として内定があり、横浜排水区の浸水対策実施に向け、委託料及び工事請負費の増額補正が計上され、可決されました。

事業費4,500万円は繰越明許費として計上され、4月以降に事業実施することとなりました。

振り返ってみますと、昨年の豪雨時、ポンプ稼働が遅れ、床下浸水した家屋が十数件ありましたが、そうした家屋が接する道路は排水機能が低いことを示しており、今回の対策で当然最優先すべきだと思われまます。

そうした中、排水路改良工事の詳細計画を見ると、横浜三部1号線（横浜保育所横）を最優先工事箇所とし、横浜二部9号線、横浜三部4号線・5号線などとなっておりますが、詳細計画に入っていなかった浜田・中洲線（横浜留守家庭児童会施設前面道路）も、今後の氾濫解析業務にてシミュレーションし、工事箇所に最終決定されるものと考えております。

そこで、以下2件について町当局の考えをお伺いします。

1、浜田・中洲線（横浜留守家庭児童会施設前面道路）も当然今後のシミュレーションで不具合が確認されれば、改良路線の対象とするのか。

2、横浜排水区全体の整備計画はいつ頃から着手し、完了予定はいつ頃となるのか。  
以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜排水区雨水排水路改良工事の件で伺う」の件についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨で浸水をいたしました丸子排水区、浜宮排水区、横浜排水区、小屋浦第1、第2排水区の町内5か所の低地帯につきましては、令和2年度から、順次、排水路の改良を進めているところでございます。

しかしながら、平成30年7月豪雨と同等の雨量であった令和3年7月豪雨時には、町内5か所の低地帯の中で横浜排水区のみ浸水被害が発生をいたしましたことから、横浜排水区につきましては、昨年の7月豪雨時や事業計画に基づく確率年相当の雨量を基に、一体的に解析をした上で排水路の改良を実施していく必要があると考えており、横浜ポンプ場のポンプ稼働水位を下げるなどの対応と併せて、一連の排水系統の末端部である横浜三部1号線の排水路改良工事を最優先して浸水対策に取り組んでまいっているものでございます。

御質問1点目の、浜田・中洲線もシミュレーションで不具合が確認されれば改良路線の対象とするのかにつきましては、解析結果に基づき、改良が必要となれば、全てを対象とするものであり、物理的に排水路の改良が難しい箇所などは、新設水路の整備などにより対応を検討してまいります。

御質問2点目の、横浜排水区全体の整備計画の期間につきましては、現在、国に申請をしている整備計画は令和3年度から令和7年度までの5か年計画となっておりますが、地域住民の皆様に御協力をいただき、早期完成に向け、事業実施をしてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今回はある意味で確認的な一般質問をさせていただきました。ある程度、確認できたので、再質問は少なくします。多分二つぐらいでええかな思いうるんじゃないけど、まず、1点目なんですけど、シミュレーションをやってみると。これ

についてですが、ここで誰が、いつ頃、どのようなシミュレーションをするのか、例えば委託するのかな、職員がやるのかな思うんですが、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

解析業務につきましては、令和4年1月の臨時会において補正予算の承認をいただいた後、2月22日に入札をしております。契約を完了しております。事業実施するのはコンサルタントの方へ委託して実施するもので、8月末の完成で業務を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと抜けとったんじやが、どのような感じでシミュレーションするんか、その辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） 申し訳ございません。

どのようにシミュレーションを行っていくかということですが、まずは平成30年豪雨時と同等の雨が昨年度の7月に降っておりますことから、その昨年の7月、30年7月の雨量に対してコンピュータにより解析していくもの、また、この事業計画における確率年が30年確率でありますことから、こちらの30年確率の雨量を降らせたもので解析を行っていきます。

令和2年度に小屋浦地区三丁目における向田地区におきまして解析業務をいたしておりますが、30年豪雨時の雨量につきましては、その解析により、降雨確率が10年を少し下回るような解析結果になっておりますが、今回、そこらも含めて、横浜排水区においても検証をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと素人だからその解析業務、例えば水路が解析する上で、現状の水路を多分何センチぐらいの水路がここここにあるというので、降雨量を出しながら、そんなイメージのコンピュータでやる言われたから、最初、私は古い人間なんで、大雨のときに傘を差して流れを見るのかなと。そんなイメージでおっ

たんですが、最近はやっぱりそんなイメージでいいんですか、解析いうたら。水路の大きさ、その場所がどの辺だから、時間雨量何ミリ流れたぐらい、例えば時間雨量50ミリぐらいじゃったら、さっとこれじゃたまるねとか、こっちの水路へ行くまでに時間かかるねと、そんなんをコンピュータで解析していくんだというふうに理解しときゃいいんですか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

解析につきましては、コンピュータでやっていくものですが、それを30年に降った雨量と同等のもの、令和3年度に降った同等のもので30年確率で降らせたものにおいて計算をしていくものでございます。

○議長（川本英輔議員） いやいや、違うよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時26分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

シミュレーションにつきましては、まずは現況の水路断面におきまして、そういった30年、令和3年度に降った雨を基に検証していきまして、そちらのどこがそういった浸水ができるかいうのをまず見ていきます。その結果で水路をどのように広げていったら水はけがよくなるかというのを解析していきまして、どこを直すかいうのを、そのシミュレーションによって判断していくものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） よく分かりました。

最後に一つだけ、これ、排水区全体の整備計画、国に申請している整備計画は3年度から7年、5か年計画、ちょっと思ったのは、長いなと思ったんですよ。要は4年、遅くても5年ぐらいまでには近隣の詳細もらいながら、こことここをやるけん、2年

か、遅うて、長うても3年ぐらいで持っていかにやいけんのじゃないかな思うんですが、そがいにかかるんですか、やっぱり5年ぐらいは。一応予定として、補助の関係もあるんかも分かんんですが、そうしとって、早くするというのは可能なんですよ、どんどん地元の協力が得られたりすれば。そういうふうに理解しとっていいんですかね、早くできる、もうちょっとはというような感じですか、町長。町長でもいいです。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応5年間ということでありまして、やはりそういう計画を立てておりますけれども、国のほうの交付金を頂く提案事業でありますので、交付金の国の予算次第でひょっとしたら短縮できるかも分かりません。ただ、そういうことは、しっかり、今はコロナの状態でなかなか上京できませんけれども、上京した折には、その管轄の課のほうへ行きまして、しっかりそういうことは、地元からそういう要望があるんで、ぜひとも悲願を達成してほしいというようなことはお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「令和4年度町長施政方針について聞く」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「令和4年度町長施政方針について聞く」ということで質問します。

令和4年度は坂町5次長期総合計画の計画3年目に入ります。また、復旧・復興プランの期限もあと1年を残すところまで来ております。

町長施政方針の施策内容について伺います。

坂町循環バスにつきましては、利用の低下と燃料費の高騰で収支の悪化が懸念されているが、利用者のサービス向上と経費の節減を図るとされていますが、この現状でのサービス向上と経費はどのように考えておられますか。また、今後、効率的な運営に努めるとされていますが、新たな施策をお持ちかどうかをお聞かせください。

次に、「くらしの再建」事業について伺います。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興のための事業を展開すると明記されています。この施策の具体的内容を伺います。

同時に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなど生活に困窮する方の暮らしの支援について、各種支援施策の充実と複合的な課題を有する生活困窮者の

支援も実施するとされていますが、内容を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「令和4年度町長施政方針について聞く」についてお答えをいたします。

令和4年度は坂町第5次長期総合計画の計画3年目に、また、平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランの計画4年目になります。これまで被災者支援や復旧・復興へ向けた取組を全力で進めてまいりました。今後も引き続き、新型コロナウイルス対策に万全を期し、これらの取組を着実に進めてまいり所存でございます。

御質問の、坂町循環バスの現状でのサービス向上と経費はどのように考えているかについてでございますが、坂町循環バス事業は、利用者アンケートにより、他の公共交通機関の乗り継ぎに関する事、ルートや時刻表が分かりにくいなどの課題が上がっており、これらの課題に対応することや地域公共交通に求められる役割、目指す将来像や基本方針を踏まえ、計画の目標を定めて地域公共交通施策として永続的に事業実施していくため、令和元年度に第2次地域公共交通網形成計画を策定をいたしました。

この計画に基づき、令和2年度には路線別に利用が多いバス停を抽出した時刻表を車内や各出張所などで配布をいたしました。

また、坂町循環バスとJR呉線や乗り入れている民間の路線バスなどへの乗換時刻をインターネットを通じて簡単に検索できるよう、令和2年度から3年度にかけて作業を進めており、令和4年度の上半期を目途に、町の公式ラインやホームページで公開できるよう取り組んでおります。

また、令和4年度にはJRなどへの乗換時刻を反映した時刻表を作成をし、坂駅前、済生会広島病院前、フジグラン安芸前バス停などの乗換拠点に掲示するとともに、車内等での配布を行うなど、利用者からの要望に沿った改善に努めているところでございます。

経費の節減につきましては、燃料費の高騰により収支の悪化が懸念されておりますことから、これまでも行っております待ち時間などのエンジン停止などを今後も継続して経費節減に取り組んでまいります。

また、利用者サービスの向上による利用者数の増加や支出経費の節減に努めること

により、効率的な運営を実現してまいりたいと考えております。

次に、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興のための「くらしの再建」事業の具体的内容につきましては、平成ヶ浜東公園の応急仮設住宅に入居されている方が住まいを再建するまでの間、水道料金等の減免や応急仮設住宅の供与期間を2年を超えて延長する等の支援を行っております。

被災者の住宅再建、住宅修理等の費用の一部を助成する被災者生活再建支援制度を本年8月末まで実施をいたします。

応急的な住まいでの居住を余儀なくされていた被災者が、坂町内に転居して生活を再建した場合に5万円を助成する町単独事業の坂町住宅被災者再建支援助成事業を引き続き実施をしております。

社会福祉協議会の坂町ボランティアセンターでは、被災者の依頼に応じて引っ越し支援などを継続して実施をしております。

災害弔慰金、災害見舞金及び義援金につきましては、引き続き、支給してまいります。

平成30年12月に被災者支援のために立ち上げました坂町地域支え合いセンターにつきましては、当初、支援対象世帯が約1,500世帯ございましたが、令和4年1月末現在22世帯となり、その課題につきましても、被災に限らない一般的な内容に変化していることなどから、令和4年度から町の保健師や関係機関と連携し、坂町地域包括支援センターにおいて見守り、相談支援等を引き継ぎ、継続した支援を実施をしております。

また、町の保健師による戸別訪問を実施する中で、心のケアにつきましても、引き続き、対応してまいります。

最後に、各種支援施策の充実と複合的な課題を有する生活困窮者の支援も実施するについてでございますが、これまで新型コロナウイルス感染症の影響などにより生活に困窮する方を支援するため、住居確保給付金事業、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業などを実施し、様々な相談を受けてまいりましたが、生活困窮に至る背景には、ひきこもり、障害、高齢、保護者の養育能力など、様々な要因が複合的に絡み合い、負の連鎖を生み出しているものが少なくありません。このような複合的な課題を有する方に対しては、給付金などによる支援と併せて、国、県、社会福祉協議会などの関係機関とも横断的な連携を図り、一人一人の状態に合わせた伴走型

の切れ目のない支援を行うことにより、各種支援施策の充実と複合的な課題を有する生活困窮者の支援を実施してまいります。

豪雨災害からの復旧・復興に加え、コロナ禍という非常に厳しい状況ではございますが、一日も早く元の生活を取り戻すべく、全身全霊で邁進をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ありがとうございます。いろいろと長々と頂いたんですが、基本的に町長ちょっと考え方というか、今は施政方針ですから基本的なことをちょっと確認するんですが、復旧・復興プランという言葉がこの施政方針に全く書かれてないということを私もちょっと全部調べてみたんですが、復興プランは1年残して最終年なんですよね。だからこの辺の考え方というのは、もう忘れてしまってるんですか、これ。それとも、あと1年残して、だからちょっとそれが、私、調べたらないものですから、なかなかこの対応はどうなんじゃろうかというていうことをふと思ったということをまず一点。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私もたしかちゃんと載っておったはずじゃがなと思ひまして、今、確認しましたら、やはり施政方針の中にはございました。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いや、ちょっとそういうふうなことで、復興プランがかなり生活困窮とかいうことに大いに関わってくるんで、そのことはやはり小屋浦の復興等々のなんかでいろいろとありますけど、生活困窮に大きく関わるんで、その質問をさせてもらいました。

それからもう一点、町長、災害があって、コロナがありましたよね。追いかけるように生活困窮がかかってきたわけですよね。だからこの暮らしの再建という言葉、暮らしの再建という事業は、今回、答弁いただいたのは、全て小屋浦の復旧、こうじゃないというふうなことを、私、勝手に思ったんですが、復旧と復興ですね。いわゆる復旧というのは施設や機能を災害の前の状態に戻すのが復旧というんでしょ。復興というのは、つまり暮らしを、環境を再建する、改めて立ち上げるというようなことを言うわけですよね。だからちょっと答弁いろいろと頂いたのは復旧であって、何か復興の入り口にはなっていないんじゃないかなと勝手に思ったんですが、その辺の見解はいかがでしょ

うか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 復旧・復興ということで、復興のほうも進んでおると思います。

例えば更地になった土地に新たに生活を求めて家を建設される方もおられますし、たくさんそういうこともございます。それと、新たに例えば植田水尻線の側道もその一端でございますし、それから、今、工事用道路として建設をされおります、造っております道路につきましても、将来は県のほうの管理用道路という形で整備をさせていただいて、町民がそれを便利に使うような施策も進めておりますし、述べれば切りがないわけでございます、るるございますので。そういうことで、復興もいよいよスタートしておるといふふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） そういうような基本的な町長の考えをお聞きしたんですが、具体的には今の大きい坂町の循環バスの件を入りに立たせてもらって、しつこいようなんだけど、意外と暮らしの改善、暮らしの再建いうんですか、むしろ暮らしの改善、生活水準の上げみたいなことが暮らしの再建じゃないんかのいうて思うんですね。それで、前々回から議論の循環バスについて、どういうふうな最終的な理念を持っておられるんかないうことで、また再度、一応確認したんですが、単純に、今現在、収支悪化いうことで、収支が悪化してるよいうことで、むしろ高齢者福祉を念頭には全く置いてなくて、前にも答弁あったんですが、バスの無償化は全く関係なくてというふうなことを私もしたいな思って確認するんですが、それはバスを根本的に無償化にして、やはりそこにはついてくるのが小屋浦に医院がないこととか、スーパーマーケットがないこととか、あるいは今に至っては金融機関がなくなることの対策とか、あるいは全町においては高齢者の活性化のために、意外と無償化いうことがやっぱり高齢者福祉の分野で欲しいと思うんですが、その辺の見解いうのは、従来の見解に変更はないんですか、町長の変更。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一切ございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いうことは、つまり将来の新たな施策を持っているかどうか

いうふうなものには、これ書かれてないんですわね。答弁いただいてないんですが、それがいい中でこういう運営をしていくということによろしいですか、バスについて。今回の答弁に載ってないんですよ。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） バスの無償化というのは載っていません。私の考え方というのは、受益者も、ある程度、最低限の負担をしていかないといけないという考え方がございまして、そういうことでもあります。と同時に、今も答弁で申し上げましたけども、新たな施策としてはいろいろ申し上げましたけども、そういうことはきちっと新たな政策としてやっていって、例えばスマートフォンで時刻表の確認をするとか、そういうことも含めて、新たな施策として推進をしていくということでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 一応、最後にコロナウイルスどうのこうので質問させていただきましたんですが、やはりコロナウイルスの生活の困窮は、国の支援に基づくものがメインになって、何か対策として打たれるものがないんでしょうかね、町の施策として。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） コロナウイルスの関係で様々な生活困窮の対策をしているわけですが、この答弁にありますように、住居確保給付事業、それから新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とか、あとは今現在行っております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金というのをやっております。こちらについては現金等の給付で生活を支援していくというようなことでございます。

それに加えて、答弁にもありましたように、こういった中で相談を町が受けていく中で、生活貧困に至るまでにいろんな背景があってなっていくわけです。そういった複合的な課題に対して、町の相談員、それから様々な関係機関が連携しまして、その個人、家族を含めて丸ごと支援していくというような形で、ソフト的な支援に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案第18号「坂町津波災害一時避難場所設置及び管理に関する条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第18号「坂町津波災害一時避難場所設置及び管理に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、南海トラフ地震などによる津波が発生した際、住民の方の命を守る場所として、横浜一部・二部地区に建設をした坂町津波災害一時避難場所を適切に管理運営するために制定をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 避難場所の使用についてですが、これは計画の中で、例えばストレス発散のための子供のボール遊びとか、坂中の部活とか、地域の行事に利用をいうようなこともあったんですが、地域の行事で全体で使ういうときには占用届いうんですかね、それを出さなきゃいけないと思うんですが、例えば坂中学校やなんかは部活が定期的というか、放課後、使ったりするじゃないですか。そういうようなときにはやっぱり占用届いうのは出さなきゃいけないのですかね。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

要は一時避難場所の平時の利用ということでございますけども、こちらのほうは、平時の利用につきましては、町民の方の健康増進、それと地域住民の方の親睦、それと青少年健全育成と、この三つに該当するものであれば、許可をするということでありまして、定期的に今の部活であるとか、そういったものにつきましては、あらかじめ届けといいますか、言ってくだされば、そのように申請のほうでさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 横浜一部の避難所は風光明媚なところで、例えば花見とかなんかいうことが当然あり得るんですけど、当然、これは届けをしんさいということか、あるいは住民協である場合はいいとかいう、そういうような表現でいいんかね。どういふふうなこと。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらの条例では、ちょっとそういった詳しいところを書いてございませんで、難しいんで、この条例を可決していただいた後に、施行規則ということで、使用についてもっと詳しいものを定めたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 管理について、ここで管理は住民団体に管理を委託するとなつとるんですが、住民団体というのはどのような単位で考えておられるんですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

住民団体、住民福祉協議会を考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第19号「特別職の職員で常勤のものの給与

及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第4 議案第20号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第5 議案第21号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の3議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第3 議案第19号から日程第5 議案第21号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第19号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第20号「職員の給与に関する条例の一部改正について」及び議案第21号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

このたびの三つの条例改正につきましては、令和3年8月の人事院勧告に準じた国家公務員の給与改定並びに令和3年10月の広島県人事委員会勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

人事院勧告の概要でございますが、特別給のみの改正となり、国家公務員の期末・勤勉手当が民間の特別給を上回っていることから、期末手当の支給月数の引下げを行うこととなっており、広島県人事委員会の勧告につきましても同様の内容となっております。

また、本年度におきましては、12月期末手当の支給基準日までに法改正が施行されなかったため、期末手当の引下げ相当額を令和4年6月の期末手当で調整することとされております。

このことを踏まえ、当町におきましても、国家公務員に準じた改定及び調整を行うことが適切であると判断をいたしました。

議案第19号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」では、特別職の期末手当の年間支給月数を0.15月引き下げ、4.45月

から4.30月に改正をするものでございます。

議案第20号「職員の給与に関する条例の一部改正について」では、国家公務員と同様に、一般職の期末手当の年間支給月数を0.15月引き下げ、2.55月から2.4月に、再任用職員の期末手当の年間支給月数を0.1月引き下げ、1.45月から1.35月に改正をいたすものでございます。

議案第21号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」では、会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を0.15月引き下げ、2.45月から2.30月に改正をいたすものでございます。

なお、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置につきましては、附則で定めさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 人事院勧告及び広島県人事委員会の給与勧告を考慮してあるんですが、ちょっと思ったのは、国全体で民間企業あたりも総理のほうから給与をアップして、世界と比較して割と給与の伸びが少ないというのはよく耳にしますよね。そうした中で人事院勧告ということで協力するんですが、ここで一点確認したいのは、23市町、やっぱりみんなこの市町もこれに準ずるのが多いんですか。それとも、準じないところもあるんですか。その辺、把握しとったらお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

今までもそういった勧告につきましては、広島県内で言えば準じているところが多いというか、ほとんどのところが応じておりますし、このたびにつきましても、23市町応じていると伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 民間企業との格差があるから引き下げる、人事委員会の方針ですが、どれぐらいの格差があるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

民間企業との差につきまして、たしか0.14月になっておりますので、それを上回る0.15月を引き下げるといふふうに伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 金額にしてどれぐらいになるのでしょうか。平均でいいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時01分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

一般職の平均でございましたら年間で0.15月で、4万7,978円の引下げになっております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括せず、議案ごとに行います。

まず、議案第19号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第6 発議第1号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 発議第1号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷などにより、公務員給与が民間給与を上回り、その較差を解消するため、国家公務員の期末手当を引き下げるといった内容の人事院勧告がなされ、人事院勧告どおり国家公務員の給与改定が行われることとされています。

地方公務員の特別職であります我々議会議員も町の行政職員と同様に、この人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠し、民間の支給割合に見合う期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） この発議の提出者は議員10名です。

質疑、討論は省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等についての整備を行うため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 確認です。

これの改正案のほうには妊娠または出産というふうには、育児休暇いいますと、今、県の知事である湯崎さんも男性として育児休暇を取られた経緯がございます。妊娠、出産というふうになりますと、これは女性だけになるんですが、育児休暇は男性もいうふうには世間ではなっておりますが、坂町の場合、これはどのようになさいますか。男性も育児休暇というのは取れるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

男性職員につきましても育児休業は取得できることとなっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第23号「坂町消防団の定員、任免、服務等

に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第23号「坂町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に掲げる必要な措置を実施するため、非常勤消防団員の報酬等の基準が国で定められ、この基準を踏まえ、地方公共団体において消防団員の処遇改善を図るため、報酬等の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと一点お聞きします。

消防団退職金というのがありますよね、何年以上で幾らというのが。これ、この条例には入っていないだろうと思うんですが、あそこには別の例えば条例があって、そこへスライドするようになるんか、全く今回は出動手当だけなんか、その辺を確認いたします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

このたびの改正でございますけども、報酬と費用弁償の改正でありまして、退職金についてはこのたびの改正には対象となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 退職金のこの条例というのは、うちでつくらんのかね。共済かどっかのあれで、その辺をちょっとお聞きしたい。どこでどういった条例があって、どんなんか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

本日のこの新旧には入っておりませんが、退職金は条例で定めております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第24号「令和4年度坂町一般会計予算」、  
日程第10 議案第25号「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程  
第11 議案第26号「令和4年度坂町下水道事業特別会計予算」、日程第12 議  
案第27号「令和4年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第13 議案第28  
号「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第9 議案第24号から、日程第13 議案第28号までの5議案を  
一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第24号「令和4年度坂町一般会計予算について」御説明

申し上げます。

平成30年7月豪雨から3年7か月が経過する中、被災者支援や復旧・復興に向けた各種取組を進めているところでございますが、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は衰えを見せず、その終息はいまだ見通せない状況となっております。

こうした状況を踏まえ、令和4年度は平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プラン、坂町第5次長期総合計画及び第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種施策を切れ目なく展開するため、町の復旧・復興と創生に要する経費はもとより、新型コロナウイルス対策、坂町DX推進計画に基づくデジタル変革に要する経費などを計上し、また、災害復旧事業に起因する町債償還金が増加することにより、対前年度比1.0%増の66億6,838万8千円の過去最大の予算総額となりました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比4.7%増の5億8,927万5千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比7.2%減の2億418万6千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額を勘案し、対前年度比0.7%減の12億4,527万円を計上いたしました。

19ページの地方交付税、普通交付税では、地方財政計画及び町債償還金に対する普通交付税措置を勘案し、対前年度比57.8%増の12億6,700万円を計上いたし、特別交付税では、近年の交付額実績及び災害派遣職員の受入りに係る特別交付税措置額等を勘案し、5,103万1千円を計上いたしました。

22ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料1億1,557万7千円を計上いたしました。

27ページの国庫補助金、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,556万4千円を計上いたし、28ページの土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業及び道路メンテナンス事業を計上いたしました。

37ページの繰入金、基金繰入金では、大規模事業基金繰入金3億2,920万4千円を計上いたしました。

43ページの町債は4億7,260万円を計上いたしました。このうち臨時財政対

策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

44ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

54ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理に係る経費等を計上いたし、55ページからの企画費では、第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業及び空き家改修等支援事業を計上いたしました。

58ページからの総務管理費、災害対策費では、災害派遣職員の受入れ及び豪雨災害犠牲者追悼式典の開催に要する経費を計上いたしました。

72ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

80ページからの児童福祉費、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営経費を計上いたしました。

82ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

87ページからの衛生費、予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を計上いたしました。

95ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

97ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

107ページからの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業及び都市再生整備計画事業並びに道路メンテナンス事業を計上いたしました。

109ページの港湾費では、植田浮消波堤の修繕に係る経費及び海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

112ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金を計上いたしました。

115ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

117ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたしま

した。

119ページからの消防費、防災対策費では、水尻地区防災研修所の整備に要する経費を計上いたしました。

122ページからの消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

124ページからの教育費では、子供たちが自ら志を立て、強い精神力を持って努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力・技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

141ページからの社会教育費では、子供から大人まで、町民一人一人が自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活を推進できる環境を提供する予算を計上いたしました。

160ページの災害復旧費では、道路橋梁の災害復旧費を計上いたしました。

公債費は償還計画に基づき計上いたしました。

以上で予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり、副町長、教育長、技監、情報政策監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第25号「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計予算について」御説明を申し上げます。

本予算は、令和3年度医療給付費の実績並びに国、県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、対前年度比1.8%減の12億950万5千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページから12ページにかけての国民健康保険税1億9,803万2千円は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の収入見込額を計上いたしました。

13ページの県支出金、県補助金9億1,548万4千円は、県からの通知及び医療費と保健事業費の見込みに基づき試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金9,567万9千円は、それぞれの算出方法

により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページの総務費、総務管理費335万7千円は、電算共同処理業務などの委託料236万7千円が主なものでございます。

17ページの徴税費343万1千円は、国民健康保険税システム改修に要する費用が主なものでございます。

18ページの保険給付費、療養諸費7億7,325万1千円、19ページの高額療養費1億910万3千円は、令和3年度の医療費実績に基づき試算し、計上いたしました。

20ページの出産育児諸費210万2千円、葬祭諸費60万円は、それぞれ見込額を計上いたしました。

21ページの国民健康保険事業費納付金、医療給付費分2億1,476万9千円、後期高齢者支援金等分6,224万1千円、介護納付金分1,827万円は、県からの通知により計上いたしました。

22ページの保健事業費508万6千円は、後発医薬品推進事業及び糖尿病腎症重症化予防事業の委託料が主なものでございます。

23ページの特健康診査等事業費1,278万7千円は、特定健康診査及び特定健康診査未受診者勧奨業務の委託料が主なものでございます。

24ページの諸支出金、償還金及び還付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議案第26号「令和4年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

令和4年度の前算総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比16.7%増の7億7,079万9千円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書11ページからの歳入でございますが、分担金及び負担金、下水道事業受益者負担金18万5千円、下水道施設整備費負担金200万円、使用料及

び手数料、公共下水道使用料2億5,200万円は、試算の上、計上いたしました。

12ページの国庫支出金、事業費国庫補助金9,045万円は、各事業の見込みにより計上いたし、繰入金、一般会計繰入金2億5,864万3千円は、試算の上、計上いたしました。

13ページ、諸収入、水洗便所設備資金貸付金元利収入16万8千円は、貸付金の償還金として計上いたし、雑入、過年度収入471万6千円は、し尿前処理施設整備事業の負担金過年度収入として計上いたしました。

町債、事業債1億6,190万円は、各事業の見込みにより計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

14ページからの総務費、一般管理費、需用費1,149万6千円は、雨水ポンプ場及び汚水ポンプ場の光熱水費及び修繕料が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおりでございます。

15ページの委託料2,601万2千円は、雨水ポンプ場及び汚水ポンプ場の管理委託費、使用料徴収業務費及び坂町公共下水道事業企業会計移行業務をそれぞれ計上いたしました。

負担金補助及び交付金9,744万9千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり各協会への負担金等でございます。

17ページからの事業費、公共下水道整備費、委託料1億2,355万円は、浜宮ポンプ場のストックマネジメント計画策定と耐震診断調査業務、横浜排水区雨水排水路詳細設計業務、安芸衛生センターし尿前処理施設基本設計業務をそれぞれ計上いたしました。

工事請負費6,035万円は、汚水管渠工事及び管渠他長寿命化工事、横浜ポンプ場ゲートポンプ改修工事をそれぞれ計上いたしました。

流域下水道整備費では、太田川流域下水道建設負担金1,066万2千円を計上いたしました。

18ページの公債費3億9,967万6千円は、起債借入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議案第27号「令和4年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、令和3年度保険給付費の実績に基づき試算を行い、対前年度比4.5%減の13億2,942万9千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの保険料、介護保険料2億5,409万7千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金2億2,109万4千円、国庫補助金9,711万9千円、13ページの支払基金交付金3億4,111万円、県支出金、県負担金1億7,474万6千円及び県補助金1,557万5千円は、保険給付費の見込額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金1億9,902万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページから17ページにかけての総務費、総務管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,279万9千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対するサービス給付費11億3,060万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者に対するサービス給付費3,730万1千円を計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費2,001万円は、利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給をするものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス等費2,710万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費として3,657万7千円、一般介護予防事業費として871万円をそれぞれ試算し、計上いたしました。

23ページの包括的支援事業・任意事業費5,143万円は、地域包括支援センター等委託事業が主なものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議案第28号「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申

上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上したもので、対前年度比3.5%増の1億9,253万3千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料1億4,827万4千円は、広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金4,373万6千円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、徴収費98万7千円は、保険料徴収に係る事務経費等を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金1億9,054万5千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

以上で、一括説明とさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第24号から議案第28号までの5議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を11人とする令和4年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本案は令和4年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和4年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私を除いて、1番向田議員、2番安竹議員、3番光岡議員、4番主枝議員、5番奥村議員、6番柚木議員、7番出下

議員、8番瀧野議員、9番大田議員、10番中議員、11番中川議員の11名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和4年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時38分)

(再開 午後 3時38分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に中川議員、副委員長に瀧野議員が選任されましたので、よろしく願いをいたします。

お諮りします。

令和4年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月8日午前11時までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を3月8日午前11時までとすることに決定をいたしました。

お諮りします。

令和4年度予算審査特別委員会の審査の間、本会議は休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本議会は3月4日、3月7日の2日間は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

再開は、3月8日午後1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後3時40分)